

1. 件 名：女川原子力発電所の設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）に係る事業者ヒアリング
2. 日 時：令和5年8月23日 13時30分～14時55分
15時05分～16時35分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、
平本安全審査専門職、田代審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他16名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1） 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更）（O2DS-1-1（改1））
- （2） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（O2DS-2-1（改1））
- （3） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））＜補足説明資料＞（O2DS-2-2（改1））
- （4） 所内常設直流電源設備（3系統目） 本文 比較表（O2DS-2-3（改1））
- （5） 所内常設直流電源設備（3系統目）＜補足説明資料＞ 比較表（O2DS-2-4（改1））
- （6） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目）技術的能力）（O2DS-3-1（改1））
- （7） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について

- (所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞(O2DS-3-2(改1))
- (8) 所内常設直流電源設備(3系統目) 添付書類十 比較表(O2DS-3-3(改1))
- (9) 所内常設直流電源設備(3系統目) 添付書類十 追補I 技術的能力1.14 比較表(O2DS-3-4(改1))
- (10) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)(O2DS-4-1(改1))
- (11) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞(O2DS-4-2(改1))
- (12) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更 本文 比較表(O2DS-4-3(改1))
- (13) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更＜補足説明資料＞ 比較表(O2DS-4-4(改0))
- (14) 女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)指摘事項に対する回答整理表(O2DS-10-1(改0))

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 0:00:00 | 規制庁大塚です。女川原子力発電所 2 号炉の |
| 0:00:06 | 設置変更許可申請。 |
| 0:00:09 | 第 3 電源と、固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更に係るヒアリングを開始します。 |
| 0:00:16 | まずですね第 3 電源の方、先に、 |
| 0:00:21 | 進めて、確認をこちらで行って、 |
| 0:00:24 | そのあとに固化材変更の確認を行いたいと思いますので、まずは第 3 年限の方説明の方お願いします。 |
| 0:00:32 | はい。東北電力の金がございます。それでは第 3 電源のほうから説明させていただきたいんですが、 |
| 0:00:38 | 順番はですね、このコメント指摘事項に対する回答表の 3 番からさせていただいて、あと最後に江藤一番をさせていただきますので、その順番で進めていきたいと思います。 |
| 0:00:53 | ちょっと資料ですけれども本日はですね、A4 横の回答整理表と、あとパワーポイントの資料を二つ用意させていただいておりますので、 |
| 0:01:04 | あと適宜ですね、この補足説明資料も使わせていただきます。 |
| 0:01:09 | それでは、よろしく願いいたします。 |
| 0:01:15 | 東北電力の梅津でございます。 |
| 0:01:18 | それでは、回答整理表のナンバー 3 からご説明させていただきます。 |
| 0:01:24 | まずナンバー 3 ですけれども、コメント内容といたしまして直流駆動低圧注水系の給水給湯供給元について明確化すること。 |
| 0:01:34 | いうコメントいただいております、こちらの資料の反映ですが、 |
| 0:01:40 | 1-1 の資料の 3 ページ、 |
| 0:01:44 | になります。 |
| 0:01:49 | はい。 |
| 0:01:51 | こちらの資料の中で、 |
| 0:01:55 | 反映内容としましてはこの |
| 0:01:58 | S A 設備のところですね、注釈を加えまして、ここに直流駆動低圧注水系ポンプ、 |
| 0:02:06 | いうのを記載しております。この黄色の網掛けをしている箇所になります。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 0:02:13 | はい。3、 |
| 0:02:14 | ページへの反映は以上になりまして、 |
| 0:02:17 | 続きまして、ナンバー4になりますけれども、 |
| 0:02:22 | 先行プラントと同様に、既許可の火災防護方針との相違について比較表で示すことということで、 |
| 0:02:30 | こちら、 |
| 0:02:32 | ページが、 |
| 0:02:34 | 7ページと8ページになります。 |
| 0:02:39 | こちら、 |
| 0:02:40 | についてはですね先行プラント、 |
| 0:02:44 | を参考にさせまして、記載したんですが前回からの追加の情報になったところといたしましては、 |
| 0:02:52 | 前回火災の感知と消火だけ抜き出したような記載になっていたんですけれども、 |
| 0:02:57 | 今回火災の発生防止、監視評価と、 |
| 0:03:01 | ということで許可と、あとは今回の第3電源ですね、比較した上で示した上で、 |
| 0:03:09 | 8ページの方に、前回同様に感知と消火について詳細に記載するというような構成になってございます。 |
| 0:03:16 | こうしたことでですね前回は見えなかった部分の火災の発生防止についても、 |
| 0:03:21 | 考え方、 |
| 0:03:23 | が見えるようになったという状況になってございます。 |
| 0:03:29 | 続きまして、 |
| 0:03:31 | ナンバーの、 |
| 0:03:33 | ここなんですけれども、 |
| 0:03:36 | こちらが9ページになります。 |
| 0:03:41 | コメント内容といたしましては、先行プラントと同様に、 |
| 0:03:46 | 特に高い信頼性を有する直流電源設備を設置するために、安全自由重要度分類クラス1相当で設計することについて記載を整理することと、 |
| 0:03:58 | ということでこちらですね、先行プラント参考にさせていただきまして、 |
| 0:04:04 | まず上の、 |
| 0:04:07 | 文章のところで、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 0:04:09 | クラス1相当の設計にするということを明記するとともに、 |
| 0:04:13 | 下の表でもですね、この独立性の部分。 |
| 0:04:17 | 色の網掛けのところですけども、ここを加えたりですとか、 |
| 0:04:21 | 先行プラントに倣った記載にさせていただきます。 |
| 0:04:25 | あと加えてですね、このページでは、 |
| 0:04:30 | ナンバーの、 |
| 0:04:31 | 込める。 |
| 0:04:32 | 回答整理表のNo.6についても反映をしております、 |
| 0:04:38 | ナンバー6で、 |
| 0:04:40 | S A 2 系統目の対象設備として、充電器を含めている理由について説明することというコメントがございました。 |
| 0:04:49 | ここにつきましては、S A にて透明のところにですね、注釈を充電器とあと電源車のところに注釈を記載しまして、 |
| 0:04:59 | 電源車の交流を、充電器により直流に変換して電力を供給すると。 |
| 0:05:05 | いうものなので併記して記載してるという意味で、こういった注釈を加えてございます。 |
| 0:05:12 | 続きまして、ナンバーの7ですけども、 |
| 0:05:17 | 小高もですね、同じページですけども、 |
| 0:05:23 | 41 条の火災の対応として影響軽減対策があるが、 |
| 0:05:28 | これはDB八条の要求であると、基準適合の説明として整合しないため、 |
| 0:05:33 | 先行プラントの整理を参考に適正化を図ることと。 |
| 0:05:37 | あと、 |
| 0:05:39 | ということで、 |
| 0:05:41 | これ、 |
| 0:05:42 | 修正前はですね、 |
| 0:05:45 | 表の左端のところに南條という記載があったがために、ちょっとDBとS A が、 |
| 0:05:54 | 一方で、横軸にはデービー訂正が記載されております、ちょっと、 |
| 0:05:58 | その条文の番号を書くことによって、記載内容がそぐわないところがございましたので、先行に倣ってですね条文の番号を取って、 |
| 0:06:07 | 耐震性ですとか火災ですとかそういった実際、実際の |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 0:06:11 | 対応する内容のみを記載した。 |
| 0:06:14 | 記載に変更してございます。 |
| 0:06:17 | で、 |
| 0:06:18 | ナンバーの8もですね、同じようなことですが、 |
| 0:06:23 | 横軸に設計基準対象施設、 |
| 0:06:26 | あと重大事故対象施設が記載されているが縦軸は重大事故。 |
| 0:06:31 | 対象等対象施設の条文のみ記載されているということで先ほど説明した内容と同じですね。はい。 |
| 0:06:38 | 対応としては両方縦軸の条文をとることで整合を図っていると。 |
| 0:06:43 | ということでございます。 |
| 0:06:46 | 続きまして、No.9になります、こちら、ページ11ページ目、まず11ページ目を、 |
| 0:06:54 | ご覧いただきまして、 |
| 0:06:58 | コメントの内容がですね、各階における変更前後の機器の配置について比較図等によりわかりやすい説明を行うことと、 |
| 0:07:07 | ということでございますが、こちらの11ページにはですね第3DCに関わる会のみ記載しておりますが、 |
| 0:07:17 | 2ポツの参考6、 |
| 0:07:19 | とまこカーの方にですね。 |
| 0:07:22 | 各階の詳細な |
| 0:07:25 | 角増。 |
| 0:07:27 | 示しましてそれを引用するという記載にしてございます。 |
| 0:07:30 | これが45から48に記載してございまして、 |
| 0:07:44 | 45ページからですね。 |
| 0:07:46 | 参考6ということで、各回の変更前後。 |
| 0:07:51 | 記載して、 |
| 0:07:53 | おります。 |
| 0:07:55 | No.9は以上になります。 |
| 0:07:59 | はい。続きましてナンバー10なんですけれども、 |
| 0:08:03 | こちら、 |
| 0:08:05 | 電源容量の設定の考え方及び算出根拠について説明することということで、こちらは補足説明資料をちょっと活用してご説明したいと思います。 |
| 0:08:16 | まず概要資料の方ですが、13ページ14ページ。 |
| 0:08:22 | になります、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 0:08:29 | 例えば 14 ページで言いますと、 |
| 0:08:33 | この前口頭ではご説明 |
| 0:08:35 | しておりましたが文章上ちょっと明記されてないところもございましたので、 |
| 0:08:41 | 14 ページの本文のところに、設計基準対象設備の交流電源及び直流電源が喪失し、 |
| 0:08:49 | 125V 代替蓄電池が使用できない場合に使用するというので、125V 代替蓄電池と同じ容量にすると。 |
| 0:08:57 | いうところ考え方を明記しました。 |
| 0:09:01 | で、あと融度等の考え方についてはですねちょっと補足説明資料を活用しながらご説明させていただきます。 |
| 0:09:10 | 補足説明資料ですけれども、 |
| 0:09:25 | D S 2-2 ですね、の、 |
| 0:09:29 | 57 の、 |
| 0:09:31 | 6-2 ページから、 |
| 0:09:33 | になります。 |
| 0:09:38 | こちらでですね、記載の充実を図りまして、 |
| 0:09:49 | すいません駆け足シマすみません、57-6 の 2 ページをご覧ください。 |
| 0:10:01 | よろしいでしょうか。 |
| 0:10:03 | はい。 |
| 0:10:04 | こちらでまず融度の説明をする前にですね算出方法をご説明をした上で、裕度の考え方についてご説明をしたいと思います。 |
| 0:10:17 | 算出方法は、 |
| 0:10:20 | S B A に従ったものではあるんですが、 |
| 0:10:23 | この容量の計算条件というところにですね。 |
| 0:10:26 | C コール分のうち掛ける、K 1 K。 |
| 0:10:30 | 愛知といったような記載がございますが、基本的には蓄電池の容量というのは、単位がアンペアアワーと、 |
| 0:10:38 | いう単位ですので、電流と時間をかけ合わせたもので容量を算出させていただきます。 |
| 0:10:44 | その中でですね、ちょっとわかりづらいのがその時間のところですね。 |
| 0:10:50 | 時間のところは実時間ではなくて、容量換算時間という時間を使います。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 0:10:56 | これが 57-6-2 に書いてあるこの形というものです。 |
| 0:11:00 | はい。 |
| 0:11:01 | この形。 |
| 0:11:03 | 容量換算時間と、あとは電流値をかけ合わせた上で最後に保守率というものでは、割ることで、保守性も加味してるといようなところがございます。 |
| 0:11:15 | 57-6-3。 |
| 0:11:18 | をちょっと見ていただきたいんですけども。 |
| 0:11:21 | この中にですね 57-6-2 って、容量換算時間の一覧表というものがございます。 |
| 0:11:29 | この容量換算時間についてちょっとこちらの表を見ていただきますと、 |
| 0:11:35 | 例えば放電時間が 1 分のもの。 |
| 0:11:38 | これは分と時間でちょっと単位が違ってわかりづらいんですが、 |
| 0:11:42 | これを時間に直しますと、 |
| 0:11:45 | 0.017 ということで、 |
| 0:11:48 | 容量換算時間と比較しますと大体 30 倍以上。 |
| 0:11:52 | の開きがございます。 |
| 0:11:54 | もっと長い時間になっていきますと、例えば一番下の 24 時間ですと、23.89 と。 |
| 0:12:02 | そのちょっと一つ上ですと、 |
| 0:12:06 | 20、 |
| 0:12:09 | やっぱり真ん中ら辺の 10 時間で言えば、 |
| 0:12:12 | 時間換算すると、容量換算時間では 9.89 というように、長い時後半の長い時間になってきますと、ほとんど線形の特性にはなるんですがこの、 |
| 0:12:22 | 序盤の方のこの時間の短いところについては非線形な特性になっております。これはバッテリーの特性でして、 |
| 0:12:30 | 容量に換算する上では、この実時間をですねこのバッテリーの特性を加味した容量換算時間というものに置き換えるという計算をします。 |
| 0:12:40 | この容量換算時間は、バッテリーとしてはその時間の短時間なところですね。 |
| 0:12:45 | こういうところは容量として大きく出すような、 |
| 0:12:48 | 実時間よりも、容量換算時間大きくなるような、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:12:51 | ものになっておりまして、時間が経つにつれて線形で実時間に近い値になって、 |
| 0:12:56 | 言ったような時間になってございます。 |
| 0:12:59 | この |
| 0:13:00 | 容量換算時間を使って後は電流値と掛け合わせをするんですが、 |
| 0:13:08 | 57-6-4 ページ、あと 57-6-5 ページを見開きでご覧いただければと思います。 |
| 0:13:23 | はい。 |
| 0:13:24 | こちらにですね、6-1 図から 6-3 図まで、 |
| 0:13:28 | 負荷直線 |
| 0:13:31 | が、グラフで示しております。 |
| 0:13:33 | これはですね、実際にその使うかにおいによって電流が変動するところ、そのパターンごとに計算をしているんですけども、 |
| 0:13:44 | その変動のあるところで 3 パターン計算してその中の一番高い値を容量として設定するというをしております。 |
| 0:13:52 | で、例えば、57-6-1 図ですね。 |
| 0:13:56 | ここを見ますと、K 値としては、 |
| 0:14:00 | これ、 |
| 0:14:04 | 分 1 分のところなので、 |
| 0:14:07 | 60 分の時間に直す 60 分の 1 にありますが非常に小さい 0.017 とかの辺りなんですけども、形としては 30 倍以上の 0.58 というものを採用してですね。 |
| 0:14:18 | アンペアを計算しております、 |
| 0:14:20 | 727 アンペアパートナー。 |
| 0:14:23 | そういったようなことを、 |
| 0:14:26 | 都竹ニイツでもやって、 |
| 0:14:28 | 3 税もやってって計算をしてるんですけども、 |
| 0:14:32 | 3 図の場合はですね、 |
| 0:14:37 | 例えばこの経営のうちのところ採用しているのは 23.89 ということで、 |
| 0:14:43 | これは 24 時間を、K 値に換算したものです、になります、 |
| 0:14:48 | それを使っています。計算の仕方としては |
| 0:14:54 | この負荷曲線の中ですね実際元牛が、 |
| 0:14:59 | 流れているところ、これを、 |
| 0:15:02 | 計算で算出するような式になってるんですけども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:15:06 | まず |
| 0:15:08 | 最初の電流値 1002.7 というものですね。 |
| 0:15:12 | 24 時間を、 |
| 0:15:13 | 流れると。 |
| 0:15:16 | いう想定で計算をした後に、あと引き算をして、実際この |
| 0:15:20 | グラフの、 |
| 0:15:21 | 点字が流れてる時間を算出するよってというような計算式になって います。 |
| 0:15:26 | この 3 パターンで計算した上で、一番高い 1908.3 を採用している ということでございます。 |
| 0:15:35 | で、 |
| 0:15:36 | これを見ていただいた上で、 |
| 0:15:38 | 次のページにですね。 |
| 0:15:41 | 裕度の考え方について記載してございます。 |
| 0:15:47 | まず、大きく三つございまして、 |
| 0:15:50 | 今回 |
| 0:15:52 | 必要容量、 |
| 0:15:54 | そして、 |
| 0:15:55 | 1908.3 というものを算出しているわけなんですけど、この必要容量 を算出する上でもですねすでに裕度を見込んでおります。 |
| 0:16:04 | まず (1) としましては、 |
| 0:16:07 | これは S B A 電池工業会の比較ですけれども、に習った保守率 0.8 ということで、 |
| 0:16:14 | 前ページの式でいうとアノ 1 分の 1 というところでこの L 20.8 を 入れておりましたが、これを入れることでですね、およそ 1.25 倍 ぐらいの容量になるような、 |
| 0:16:25 | としてございます。 |
| 0:16:28 | あとは、(2) は、各負荷の電流中点時間は実負荷ではなく設計値 を用いているですとか、 |
| 0:16:36 | あと (3) としましては、 |
| 0:16:40 | 容量計算でですね。 |
| 0:16:42 | 事故発生後 8 時間、 |
| 0:16:45 | 2、 |
| 0:16:46 | までに深野桐葉氏を行うんですけどもそこに 30 分の裕度を考慮し ております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:16:54 | そういったことですね、設計上の裕度を見込んだ上で、 |
| 0:16:59 | 必要容量としてこの 1908.3 アンペアアワーというものを算出した上で、さらに設備容量としては、 |
| 0:17:07 | それよりも大きいですね、2000 アンペアアワーにしていると。 |
| 0:17:11 | いうところでございます。 |
| 0:17:15 | はい。 |
| 0:17:18 | 要領の説明、裕度の説明としては以上。 |
| 0:17:23 | になります、 |
| 0:17:27 | No.の 11 ですね、 |
| 0:17:30 | 失礼しました。 |
| 0:17:31 | 不可避話作業について手順上は 15 分となっているが作業時間 30 分想定した負荷の積み上げ根拠について説明することと、 |
| 0:17:40 | ということで、ここは、 |
| 0:17:43 | 先ほどの 57-6 の 6 人が記載した通りでございますが、 |
| 0:17:48 | 尤度の見方としては、 |
| 0:17:51 | 480 分までに切り離しはするんですけども、 |
| 0:17:55 | そこに単純に 30 分を見ているということでございます。 |
| 0:18:00 | さらに |
| 0:18:01 | 負荷の切り離し作業としましてはですね 15 分は見込んであるんですけどもそれは 480 分までに終わっているというところなので、それに対して単純に 30 分を見ていると。 |
| 0:18:12 | いうことでございます。 |
| 0:18:15 | はい。以上で第 3DC の |
| 0:18:20 | 説明、一番を除く説明は終わりましたのでここで説明者交代したいと思います。 |
| 0:18:26 | はい。それでは東北電力木村ですが、最後一番説明させていただければと。 |
| 0:18:35 | はい。 |
| 0:18:36 | ありました。 |
| 0:18:45 | はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。それではコメントリストの一番以外のところで、ちょっと確認させていただきます。 |
| 0:18:56 | まずすいません、ページの順番でいくと、スパーポイントの 3 ページのところをお願いします。 |
| 0:19:08 | 構図の方を修正していただいたんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:19:12 | 市緑の枠の第3電源のところの範囲の中にある、 |
| 0:19:18 | 遮断器のシンボルがですねちょっとつぶれて、 |
| 0:19:21 | 低圧遮断機と、あと配線用遮断器の |
| 0:19:25 | 三宅がちょっとつかないので、ちょっとうシンボルの方、鮮明に修正をお願いします。 |
| 0:19:34 | はい、了解しました。 |
| 0:19:41 | はい。規制庁大塚です。続きまして7ページをお願いします。 |
| 0:19:49 | 7ページの、 |
| 0:19:51 | 黄色ハッチングで追加していただいた表のところも、 |
| 0:19:56 | 上、一番上の火災の発生防止のところの、 |
| 0:20:00 | 右側の欄、 |
| 0:20:03 | なんですけど、下から2行目のところで、 |
| 0:20:07 | 火災の発生防災策っていう記載があるんですけどここは、発生防止対策、 |
| 0:20:14 | 間違いだと思いますので、修正の方をお願いします。 |
| 0:20:22 | 失礼しました修正いたします。 |
| 0:20:40 | すいません。コメントリスト一番以外のところ私からは以上になりますが、ほかに何か確認事項ありますでしょうか。 |
| 0:20:51 | 宮本ですけど、ちょっと最後に説明していただいたコメントリスト10番のところ、 |
| 0:21:00 | これ、結局何がこんだけ知りたかったかっていうと、 |
| 0:21:04 | 要は裕度のとり方が、柏崎に比べて極端に少ないんじゃないかっていう疑問があって多分質問してたと思うんですけど、それに対する回答がなかったように思うんですよね。 |
| 0:21:16 | 要は柏崎が2400に対して3000のよ、容量を持ったもんや。 |
| 0:21:22 | かなり多めのものを設置すると。 |
| 0:21:26 | いうことに対して、長尾1900に対して2000、 |
| 0:21:31 | ということで、これって結構ぎりぎりじゃないですかっていう話になったときに、当然、1900に対して余裕度を持って2000にしますっていうのは初めから決まってるので、決まっている |
| 0:21:43 | 女川の考え方としてはそう整理したんですけど選考の考え方と照らし合わせた場合に、何が違うのかっていうのが説明されてないのでそこを説明してください。 |
| 0:21:56 | はい。東北電力の梅津でございます。 |
| 0:21:59 | まずセンコーのですね、採用してる電源の容量としましては、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 0:22:06 | 例えば柏崎で 3000 なわけなんです、S A用と基本的な考え方といたしましてはS A用として、 |
| 0:22:15 | 設定している。 |
| 0:22:16 | 蓄電池と同様のものをつけていると思っております。 |
| 0:22:21 | 例えば柏崎で言えば、それが、 |
| 0:22:24 | A M用の |
| 0:22:26 | 直流 125V 蓄電池で 3000 アンペアアワーで同じ 3000 アンペアを設定していると。 |
| 0:22:34 | 思いますし、 |
| 0:22:35 | シマでは、ちょっとその容量がちょっと異なるところがござい |
| 0:22:47 | ますが、東海ですとかそこも、S A用の緊急 125V 蓄電池、 |
| 0:22:50 | 6000 万に対して、6000 ペアはということで、 |
| 0:22:50 | 容量の違いはございますが、そのS A用として設定した、蓄電池と同じ容量のものを設定しているというその考え方については同様ではないかなと考えてございます。 |
| 0:23:14 | 東北電力の菅原です。 |
| 0:23:17 | 衛藤。 |
| 0:23:18 | まず、容量なんでしょう。必要容量以上の保守性のとり方というのは、ある意味、大きな考え方は、バッテリーの |
| 0:23:30 | 設備仕様、製品スペック、 |
| 0:23:32 | に関わるというふうに思っています。ですから、切りのいい数字 2000 とか 3000 とか。そういうところで設定するものだというふうに考えています。 |
| 0:23:44 | 先ほど梅津が説明したのは、 |
| 0:23:48 | S Aの審査の際に新たにS A専用として設定した蓄電池、 |
| 0:23:56 | と同じものを第3DC同じ容量のものを第3DCとして設置しているという認識をしています。それは島根以外ですね、東海第2と柏崎、だから女川も、 |
| 0:24:07 | S A用として専用で設置した蓄電Gが 2000 アンペアアワーだったので 2000 アンペアを設定しましたという、 |
| 0:24:15 | 考え方です。柏崎も、S A用で設定したものに、と同じものを、容量を設定していますということは変わらないということ、梅津は話をしました。そこに、 |
| 0:24:27 | 必要容量がよりも、あと何部屋は積むんだというような考え方は、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:24:35 | 統一的な考え方ははっきり言うとなんか思っていて、あとはその設計裕度として幾らその各社で積むのかっていう、 |
| 0:24:44 | その考え方、 |
| 0:24:46 | 各社こういうふうで、それぞれの程度裕度を積むんだということだと思いますが女川としては先ほど申し上げた通り必要容量の中にも十分な保守性がアリマッすよという説明をした上で、さらにそれより上なので、 |
| 0:25:01 | 補正はあるでしょうと、というようなご説明を、 |
| 0:25:04 | 今回差し上げたということでございます。 |
| 0:25:09 | はい。規制庁宮沢わかりましたちなみにこれオーナー側のキキョカーの本体、本体の時の融度の取り方っていうのも、要は、1900ぐらいに対して2000モンマそこは同じだということでもいいですかね。 |
| 0:25:23 | 東北電力の菅原ですそうですねキキョカーの必要容量という、何でしょう、設備設定の容量は、 |
| 0:25:33 | ほぼイコールです。はい。 |
| 0:25:36 | 規制庁宮ですわかりました。私は以上です。 |
| 0:25:44 | 他に確認事項ありますでしょうか。 |
| 0:25:48 | はい。それでは、コメントリスト一番のところも説明をお願いします。 |
| 0:25:53 | はい。 |
| 0:25:54 | 東北電力の木村でございます。 |
| 0:25:57 | 最後第3停止の最後ですがコメント一番。 |
| 0:26:01 | 藤第3DCの容量に関しては、今年の3月に基盤課さんから発出された解釈の文書を踏まえて、事業者としてどのような整理を行ったか説明することという、 |
| 0:26:14 | コメントでございまして、これについて考え方を整理してございます。 |
| 0:26:19 | これも前回、7月のヒアリングで用いた資料をWebアップしております、先ほどの梅津の資料と同じ2-2江藤Ds2-2の、 |
| 0:26:29 | 等、 |
| 0:26:31 | 57-7-1-9、 |
| 0:26:35 | 2-2の後ろの方ですね。 |
| 0:26:38 | 後ろから1ミリぐらいのところですよ。20枚ぐらいめくっていただくと、後から、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 0:26:43 | 行っていただいたほうが早いですね。 |
| 0:26:46 | 57-7-1-9 ページ。 |
| 0:26:50 | 右上に別紙と書いた資料です。 |
| 0:26:55 | 57-7-1-9 です。 |
| 0:27:00 | こちら、修正したのが要約してパワーポイントにまとめていますが、今回このワード側で説明させていただきたいと思います。 |
| 0:27:09 | 早速ですが説明させていただきますが、 |
| 0:27:12 | あと直流駆動低圧注水系今回もDCL I と呼ばさせていただきますが、 |
| 0:27:17 | これを第3電解第3停止の負荷として見込まない考え方について、修正したところをメインに説明させていただきます。 |
| 0:27:26 | 1枚目についてはですね、TBPの特徴とか、そのdCL I の導入経緯、記載してございまして、前回と内容記載は変わりませんので、飛ばさせていただきますが、 |
| 0:27:39 | 下のページで言いますと、57-1の11ページ。 |
| 0:27:45 | 1番目21ページです。 |
| 0:27:48 | ここ3ポツと書いてございしますが、3ポツの負荷として、見込まない考え方をメインに説明させていただきます。 |
| 0:27:57 | まず(1)の第3DCの容量に関する要求事項の確認と、 |
| 0:28:04 | ということで、当社は、今年の1月に、 |
| 0:28:08 | 規制庁さんに、文章による照会を行ってございます。 |
| 0:28:12 | 別添として15ページ一番右15ページに添付をしていますが説明は金貝瀬省略させていただきますが、 |
| 0:28:19 | そういう文書による照会を行ってございまして、その後、3月に規制庁さんより等、以下の通りの回答をいただいております、 |
| 0:28:30 | それについても別添2で付けてございしますが、この内容はこの11ページにそのまま記載してございますので、11ページで説明いたします。 |
| 0:28:40 | ご回答いただいた内容はこの下の黒い丸二つでございまして、 |
| 0:28:45 | 一つ目は、念のために、もう一度説明いたしますが、 |
| 0:28:49 | 2行目からですが、第3DCは、 |
| 0:28:52 | 57条第1項により設置が求められます。 |
| 0:28:56 | 当SA設備が機能を送致した場合において、その機能を代替することが求められるものであり、 |
| 0:29:04 | 重大事故等が発生した場合に57条第2項に規定する、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 0:29:09 | 炉心の著しい損傷等を防止できるよう、必要な設備に給電することが求められると。 |
| 0:29:15 | 二つ目のマルですが、 |
| 0:29:17 | 当第3DCの用量設定にあたっては、 |
| 0:29:21 | 議員として、直流電源設備が喪失するか否かにかかわらず、 |
| 0:29:26 | 想定される重大事故が発生した場合に、57条第2項に規定する、炉心の著しい損傷、 |
| 0:29:33 | 等を防止するために必要な設備に給電ができる容量以上とする。 |
| 0:29:38 | 必要があると。 |
| 0:29:40 | この規制庁さんの回答を踏まえまして、 |
| 0:29:43 | 対応ですが、(2)に整理してございます。 |
| 0:29:47 | 下に書いてます①の機能の代替とか、②の必要なSA設備に対して、 |
| 0:29:55 | 給電可能とすることについてですが、まず①番に対しましては、 |
| 0:30:01 | RCICは、A1パックによって、そして、DCL Iは、特重によりまして、重大事故等が発生した場合の、 |
| 0:30:11 | 原子炉への注水機能を代替することが可能でございます。 |
| 0:30:16 | なお書きで書いてますが、DCL Iは、化学消防車による機能の代替の方でございます。 |
| 0:30:23 | 続いて②に対しましては、直流電源の供給を必要とする1パックは、第3停止より、電源供給する設計となっております、 |
| 0:30:35 | 必要なSA設備に対して、旧道給電が可能でございます。 |
| 0:30:39 | めくっていただきまして、 |
| 0:30:42 | 12ページ一番右の12ページ。 |
| 0:30:45 | ですが、 |
| 0:30:47 | この上の図はですね、先ほど申し上げたことを整理したのですが、繰り返しになっちゃうんですけれども、 |
| 0:30:54 | それぞれRCICの機能の代替はHパックでございまして、このHパックは、直流電源を必要とするものでございますので、第3DCの負荷としてございます。 |
| 0:31:07 | 下のdCL Iは、特重なので、機能代替可能でございまして、ただ特重は独立した電源がありまして、直流電源をしようとしないので、 |
| 0:31:18 | 第3停止の負荷としてございません。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 0:31:22 | 続いて（3）番、これ特重と化学消防車による代替入水なのですが、この整理は前回の内容とかで、ございませんので説明は割愛させていただきます。 |
| 0:31:34 | めくっていただきまして、 |
| 0:31:36 | 13 ページ。 |
| 0:31:37 | 1 番目 23 ページなのですが、 |
| 0:31:39 | その下の（4）番、こちらも前回同様の記載なのですが、 |
| 0:31:45 | TBPとDCL Iの直流電源喪失が重畳した場合の炉心損傷頻度を示してございます。 |
| 0:31:55 | 次のページの、 |
| 0:31:57 | めくっていただきまして、 |
| 0:31:59 | 14 ページですが、 |
| 0:32:01 | こちらにその表があるんですが、 |
| 0:32:04 | TBPと先ほどのDCL Iの直流電源の喪失が重畳した事故シーケンスの炉心損傷頻度。 |
| 0:32:12 | は10のマイナス18条でございまして、 |
| 0:32:15 | 当然炉心損傷頻度に対する寄与割合も0.1%未満でございまして、低頻度でかつ、 |
| 0:32:23 | 今日割合の小さいものに対して、 |
| 0:32:26 | 追加対策をしてもプラント全体の安全性向上の効果は小さいと考えてございます。 |
| 0:32:33 | 最後にまとめになりますが、 |
| 0:32:35 | DCL Iは特重または化学消防車、 |
| 0:32:39 | にお持ちいうことでその機能を代替することが可能でございます。 |
| 0:32:45 | またPR分析的にも、 |
| 0:32:48 | ADCL Iの直流電源バックアップによるプラント全体の安全性向上の効果は小さいとも考えてございます。 |
| 0:32:57 | こういった状況を踏まえまして、DCL Iのは、DCL Iは第3DCの |
| 0:33:02 | 負荷として見込まないと。 |
| 0:33:04 | ことといたしました。 |
| 0:33:06 | と整理してきた結果は以上になります。 |
| 0:33:12 | 規制庁大塚ですご説明ありがとうございます。 |
| 0:33:20 | まず、確認なんですけども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| 0:33:26 | まとめ資料でいくと、57の、 |
| 0:33:29 | 7-1の11ページのところで、 |
| 0:33:32 | (1)で |
| 0:33:36 | 基盤課から回答があった内容が書いてあります。 |
| 0:33:41 | で、その下に(2)で、原子力規制庁の回答を踏まえた対応。 |
| 0:33:46 | であるんですけど、この中に書いてある、0102の位置付けがちょっとよく、 |
| 0:33:53 | わからないなと感じてまして。 |
| 0:33:56 | 藤。 |
| 0:33:58 | ちょっと確認なんですけど、 |
| 0:34:00 | (2)の文章の中に、原子力規制庁から回答いただいた。 |
| 0:34:05 | ①及び②という記載がありますけど、 |
| 0:34:09 | ①に記載の、その機能の代替。 |
| 0:34:13 | という文言については、次のページの、 |
| 0:34:17 | 図のところで示されている通り、注水機能等の大体のことを指している。 |
| 0:34:24 | ということよろしいでしょうか。 |
| 0:34:28 | はい。我々はそう解釈をしまして、戸田板井という機能の代替を、 |
| 0:34:35 | 衛藤として解釈してございます。 |
| 0:34:37 | つまりそういうこと。 |
| 0:34:38 | おっしゃる通り、規制庁オオツカです。 |
| 0:34:41 | 対策としては純粋に①、 |
| 0:34:45 | の、 |
| 0:34:46 | 記載。 |
| 0:34:47 | としては、 |
| 0:34:49 | 理解できるんですけど、 |
| 0:34:52 | 原子力規制庁から回答いただいた①っていうふうになってまして、 |
| 0:34:56 | 基盤課の回答にはですね、明確にその注水機能の代替っていうことが書いてないんですけど、どこを読んでそう記載されたんでしょうか。 |
| 0:35:07 | はい。東北電力の木場です。ご回答いただいた、カッコ一番上の黒丸のところなんですけど、おっしゃる通りですね |
| 0:35:19 | 我々、明確に、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:35:21 | 機能の代替っていうかその設備とは書いてないんですがある意味、 |
| 0:35:27 | 設置が求められる直流電源設備の機能の喪失っていうのは、その供給先であるSA設備の、 |
| 0:35:35 | 機能喪失と同義だと我々は解釈して、 |
| 0:35:39 | こう書かせていただきました。 |
| 0:35:41 | 規制庁さんから回答いただいたことを踏まえて、①及び②について、 |
| 0:35:48 | いうニュアンスで書いてございます。 |
| 0:35:51 | 規制庁大塚です。承知しました。 |
| 0:35:53 | 規制庁からの回答の(1)の一つ目の黒ポツに書いてある、 |
| 0:35:59 | 3行目のその機能代替。 |
| 0:36:01 | って書いてあるんですけど、 |
| 0:36:03 | これは道場。 |
| 0:36:05 | 上から2行目の同条第1項によりせ違う求められる。 |
| 0:36:10 | SA設備が機能喪失した場合において菌田機能を代替すること。 |
| 0:36:16 | って書いてあるんで、 |
| 0:36:17 | この規定は、電源設備を設ける規定になっているので、 |
| 0:36:22 | (2)の①で記載していただいているその機能の代替。 |
| 0:36:29 | を直接指しているっていうことではないので、 |
| 0:36:32 | 事業者の対応としては①の記載は理解できるんですけど、 |
| 0:36:36 | (2)のですね、 |
| 0:36:40 | 1行目から書いてある、原子力規制庁から回答いただいた①って書いてしまうとちょっと語弊が生まれるかもしれないので、ここの記載ちょっと修正していただいてもよろしいでしょうか。 |
| 0:36:50 | はい。東北電力の木村です。承知いたしました。 |
| 0:37:01 | はい。規制庁大塚です。あと念のための確認で同じようなことで、②についてなんですけど、 |
| 0:37:07 | 必要な重大事故等対処設備、 |
| 0:37:11 | ていう記載があるんですけど、 |
| 0:37:13 | それは真木伴。 |
| 0:37:15 | この回答の当時を第2項に規定する炉心の、 |
| 0:37:18 | いつ、著しい損傷等を防止するために必要な設備、 |
| 0:37:22 | ここと指しているという理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:37:27 | はい。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 0:37:29 | 東北電力の木村です。はい。その通りです。 |
| 0:37:33 | はい。規制庁大塚です。承知しました。 |
| 0:37:36 | あと、次のページの図のところ、 |
| 0:37:43 | 表の上のところにですね要求事項 0102 ってあるんですけど、ここもなんかちょっと、要求事項って言っちゃうと、 |
| 0:37:52 | ちょっと違和感があるので、対応 1 対応遅滞を 2 とか、何かちょっと表現を工夫していただいてもよろしいですか。 |
| 0:38:00 | はい。東北電力の木村です。承知いたしました。 |
| 0:38:08 | 規制庁大塚です。 |
| 0:38:14 | 57-7-1 の 12 ページの表のところ、 |
| 0:38:19 | R C I C を |
| 0:38:21 | H パックで大体、 |
| 0:38:24 | して、 |
| 0:38:25 | H パックを第 3 電源の負荷とするという考え方は、本体、 |
| 0:38:30 | 申請の、 |
| 0:38:32 | 時にも説明がされていて、理解ができるんですけど、 |
| 0:38:36 | C L I の代替として、今回、特重施設、 |
| 0:38:41 | を持ち出しているんですけど、 |
| 0:38:44 | 特重施設については、 |
| 0:38:48 | S A 設備と、また、フェーズの違う話になっているので、すごく違和感を感じているんですけど。 |
| 0:38:55 | まず特重施設、ここに書いてある特重施設っていうのは、特重施設を S A 設備として使うという理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:39:06 | はい。東北電力の木村です。 |
| 0:39:09 | 我々の中でこの特重施設の考え方は、 |
| 0:39:14 | 東電は元年の 6 月に、規制委員会でもありました。 |
| 0:39:20 | た通りなんです、 |
| 0:39:22 | 特重施設を、 |
| 0:39:24 | 運用上、S A 時に活用していこうという、 |
| 0:39:27 | ところの方針、 |
| 0:39:29 | 2 のっておりました、今、この大体 T C L の代替として使えるのではないかと。 |
| 0:39:35 | というのが基本にあります。 |
| 0:39:39 | 従いまして今おっしゃる通りの理解だと思います。 |
| 0:39:45 | 規制庁大塚です。そうすると、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 0:39:49 | 特重施設の条文とは別に、今回の第3電源の |
| 0:39:54 | バックフィットの57条、 |
| 0:39:57 | の設備として、 |
| 0:39:59 | クレジットをとって、位置づけるということによろしいですか。 |
| 0:40:05 | クレジットというヤタな我々としては特重施設によって炉心損傷防止対策の選択肢が一つ増えていると。 |
| 0:40:15 | 理解していますのでそのいわゆる使えるものを使うという考え方で代替できる。 |
| 0:40:21 | そこについてはこれから運用の確認とかそういうところでもきちり説明をさせていただくことになるのかなと思います。 |
| 0:40:34 | 規制庁大塚です。ちょっともう一度確認ですけど、特重施設をSA設備、 |
| 0:40:40 | として使えるかどうかの成立性をこれから説明するという事によろしいですか。 |
| 0:40:45 | 使えるかどうかというのはこの資料にも書いているんですが、江藤竜二。 |
| 0:40:50 | その下ですかね、図面の下に書いている、前回は説明した通りなんですが、特重施設については、DCアライポンプと同等以上でございまして、 |
| 0:41:01 | これを使えば、炉心損傷防止は可能であると。 |
| 0:41:06 | 考えてございまして説明という |
| 0:41:09 | 言葉がこれが説明に当たるのかなと考えてます。 |
| 0:41:13 | 規制庁オオツカでちょっとよくわからないんですけど、 |
| 0:41:17 | 60のフェーズになったら、 |
| 0:41:19 | 特重施設、 |
| 0:41:21 | 使って、 |
| 0:41:24 | 使うということは別申請で今申請されていて、 |
| 0:41:29 | 今回の申請に、 |
| 0:41:32 | に関して言うと、ここに書いてある特重施設を使うっていうのは、特重のフェーズになる前にSA設備として使うという理解の通りですね。はい。 |
| 0:41:43 | 令和元年6月の規制委員会の資料を見ましても、その |
| 0:41:49 | 設置許可の設置許可の対応手順の優先順位っていうのは、対策の線実現性を示す代表例を記載したものであるというような記載もございまして、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:42:05 | 規制庁のミヤモトですけど、その考えは、 |
| 0:42:09 | 女川が解釈したものは東北電力が会社一した考え方ですか。 |
| 0:42:14 | 要はそれっていうのは、他、 |
| 0:42:17 | 他のプラント先行実績で、そういうふうな考え方で整理した実績はありますか。 |
| 0:42:26 | 東北電力の木村でございます。今回のこの考え方は、大体、 |
| 0:42:31 | 特重で代替するっていうのは、東北電力、 |
| 0:42:33 | 会社として、 |
| 0:42:34 | さらに言うと、今言われた委員会私全部、理解してるわけじゃないんだけど、それは保安規定の審査においての話であって、設置許可で話ではなかったはずですけど。 |
| 0:42:45 | それを設置許可の話で持ち込まれるというそういう理解ですか。 |
| 0:42:52 | 東北電力の木村ですが、 |
| 0:42:54 | 衛藤。 |
| 0:42:55 | 運用上、SA、 |
| 0:42:57 | として活用するという話をされているのは、保安規定の話。はい。 |
| 0:43:04 | なんですが、そこ、 |
| 0:43:07 | 代替機能の代替というところで、やはり使えるものは使うと。 |
| 0:43:11 | いうところですねいいですよ。東北電力としてそれを、磯野委員会、委員会の考え方が根拠にならないっていうことだけは、一応言っておかなきゃいけないかなと思っていて委員会でのその話っていうのは、 |
| 0:43:24 | あくまでも保安規定の運用の中の優先順位の話であって、当然、特重までの説得中までの設置状態になった場合に、優先順位必ずSAじゃなくて、常備共用設備である。 |
| 0:43:37 | 特重を使ってもいいんじゃないかと、それは当然それはフレキシブルに、9事業者が判断すべきだっていう話は、そもそも保安規定の審査としてやっていて、 |
| 0:43:47 | それに、女川今回第3電源については、その考えをもとに、オーナーが独自で設置許可の審査でそれを取り入れられると、そういう理解でいいですか。 |
| 0:43:59 | 東北電力の木村です。 |
| 0:44:01 | 我々が解釈をまず整理して解釈した結果でございます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 0:44:11 | すいません東北電力佐藤です宮本さんおっしゃる通り、令和元年からの委員会の議論っていうのは保安規定のガイド、 |
| 0:44:19 | 審査のガイドの議論の中での、 |
| 0:44:22 | やりとりでその中で等がS、 |
| 0:44:27 | 特重について政治にも活用していくっていうことについては、 |
| 0:44:32 | あってしかるべきだっていうような発言をしていると、我々としては、 |
| 0:44:37 | 特重っていうのは、SAと、 |
| 0:44:42 | 同じような、それを、それよりもロバストなものだっていうふうに、 |
| 0:44:48 | それぞれは、地震とか津波とか、そういったものについてはそういうものであるって理解してますんで、 |
| 0:44:56 | 保安規定でそういう議論があるっていう、 |
| 0:45:00 | 中出でこれPWRだったと思ったんですが、 |
| 0:45:04 | 保安規定の中でそういうふうなものを取り込んでいくっていうものについて、 |
| 0:45:10 | 許可側での取り扱いみたいなのところについて、ご相談をした記録が、 |
| 0:45:17 | ちょっとあってそれを見たんですが、 |
| 0:45:19 | そ、そういう政治の活用については、もうすでにそういう議論は事業者に預けられているので、 |
| 0:45:28 | あそこは許可にさかのぼって議論するようなものではないっていうような、そういう議事録を私見たので、 |
| 0:45:38 | 保安規定の審査ではあるんだけど、そういう |
| 0:45:43 | SA活用していくものについて、一定のなんつうか、理解が、規制側にも、 |
| 0:45:51 | あるっていうふうに当社としては思ってます。これは多分、 |
| 0:45:56 | 事業者、モス、広くそういうふうな、 |
| 0:46:01 | 受けとめをしてるんじゃないかなと思ってるんですけど。 |
| 0:46:07 | 規制庁ミヤグスアノアノですね、私が言ってるのは、 |
| 0:46:11 | 運用の中での特重の活用っていうのは理解してますよっていうんすよ。 |
| 0:46:17 | 今、東北電力は設置許可の審査でそれを取り込もうとされてるから、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:46:22 | そういう実績はおそらくないし、そういう理解は規制委員会もしてないはずだけど、 |
| 0:46:27 | そこは事業者が独自にそれをチャレンジされるということですか ってことですね。はい。そういう実績は下他社にはないっていう のはその通りですし、当社として今回、こういう考え方で、 |
| 0:46:40 | チャレンジというか |
| 0:46:43 | 適応適合方針を説明していきたいという、整理でございます。さ らに言うと、基準の適合性を説明するのに、 |
| 0:46:54 | 独自を用いるということ、 |
| 0:46:56 | 金光されるということ、 |
| 0:46:59 | 第3電源じゃないんですけど、 |
| 0:47:02 | いや、非常に、多分、 |
| 0:47:06 | 相当新しい考え方かなと思って、新しいというか、 |
| 0:47:10 | 基準のそもそも考え方にこれも合致してるのかなとさえ思う話な ので、 |
| 0:47:16 | そこは、今後事業者の方でしっかり説明してください。 |
| 0:47:22 | はい、わかりました。 |
| 0:47:30 | 規制庁大塚です。 |
| 0:47:35 | DCAラインのところ特重施設のことを持ち出し始めると、他の シーケンスだって特重があるので第3電源。 |
| 0:47:43 | 入りませんっていう説明もできるかと思えますけど。 |
| 0:47:46 | 他のシーケンスと、 |
| 0:47:48 | 今回その特重用いるっていうことの、 |
| 0:47:52 | 違い。 |
| 0:47:53 | ていうのは明確に整理できてますでしょうか。 |
| 0:47:57 | 他のシーケンスの議論をする必要私はないと思っているんですけ ど、他のシーケンスについては、 |
| 0:48:05 | 代替するものがあって、それは、仮に代替できるとしても、 |
| 0:48:11 | 損傷回避の緩和機能が1枚、 |
| 0:48:17 | 手が増えるっていうだけなのでそこに何か、 |
| 0:48:20 | 特重ができるから全部を上書きしに行こうなんて、そういうこと を思ってるわけではないです。 |
| 0:48:31 | 規制庁大塚です。 |
| 0:48:33 | DCL Iについては、本体申請の審査の時に、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 0:48:37 | 事業者がみずから必要だと思ったから申請載せて出してきているわけじゃないわけじゃないですか。 |
| 0:48:44 | 今回、 |
| 0:48:46 | 申請の中では、同じ設置許可なんですけど、 |
| 0:48:50 | A D C L I のバックアップが必要ありませんと言っているわけなんですけど。 |
| 0:48:55 | そこについ、 |
| 0:48:56 | ての違いの考え方っていうのは明確に整理できてますでしょうか。 |
| 0:49:03 | すいませんその違いっていうのがどこのことをさせるかが、 |
| 0:49:09 | うまく理解できてないかもしれないですけども、 |
| 0:49:14 | 当社としては、 |
| 0:49:17 | 直流駆動のものが、供給がなくなったときに、 |
| 0:49:23 | それを |
| 0:49:26 | 供給元を、 |
| 0:49:29 | しっかり手当をしてそれを使っていこうっていうのもあると思いますし、 |
| 0:49:34 | 供給元アノクドウ元が異なるものを使って、 |
| 0:49:41 | 炉心損傷を回避するっていう手段もあるんだと思ってます。 |
| 0:49:47 | なので今回は、我々は T B P 、 |
| 0:49:53 | に関しては、 |
| 0:49:55 | 異なるクドウ面、 |
| 0:49:58 | をベースとするもので代替するっていうことが、 |
| 0:50:02 | できるだろうという、そういう整理をしたっていうことです。 |
| 0:50:08 | ここは多分、規制側とかみ合っていないって言えばかみ合っていない。 |
| 0:50:13 | 我々の認識が、 |
| 0:50:18 | それは基準の要求に照らしたときに合致してますかって規制側は今、 |
| 0:50:23 | 受けとめているっていうことだと思うので、そこはちょっと |
| 0:50:28 | やっぱり |
| 0:50:30 | 合っていないっていうのはあるのかもしれないですけど当社としては今申し上げたような整理をしてますっていうことです。 |
| 0:50:44 | 規制庁大塚です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 0:50:46 | パワーポイントの22ページのところで、PRAに基づく分析として、 |
| 0:50:51 | 直流電源喪失の重畳の確率論で説明され、 |
| 0:50:55 | てまして。 |
| 0:50:57 | 基盤課の回答としては、直流電源設備が喪失するか否かにかかわらずという、 |
| 0:51:04 | 回答してるんですけど、その考えがあるにもかかわらず、確率論で説明している。 |
| 0:51:12 | というのは、基盤課の回答と事業者の回答。 |
| 0:51:16 | が、一致していないように思うんですけど、どのような考えでこのような考えを用いたか、説明をお願いします。この確率のお話は何でしてるかとういすと、 |
| 0:51:28 | 寄与割合が小さいからいいでしょうとか、そういうことを言ってるのではなくて、言いたかったのは、全体に対して0.1%未満っていうところに対して、 |
| 0:51:42 | 機能を代替する。 |
| 0:51:45 | 炉心損傷を回避する手段が、 |
| 0:51:48 | ある。 |
| 0:51:49 | のに、そこに対策をあてるっていうのは、 |
| 0:51:54 | 安全向上をしていく中での考え方として見たときに、 |
| 0:52:01 | 頻度の小さいところに手を当てるよりは、 |
| 0:52:05 | もっと効果的なものと、ものに、さらなる安全向上策っていうのを打っていくっていう方が、 |
| 0:52:12 | プラントの全体の安全性っていうのは高まっていくっていう、す一般的論として、 |
| 0:52:19 | こういう整理をして、なので小さいところに、 |
| 0:52:23 | 手を当てるよりは、我々としてはもっと効果的なところに、 |
| 0:52:29 | 改善策っていうのを図るようなですね、ことを進めていきたいっていう、そういう気持ちで書いてるところです。なので |
| 0:52:39 | 小さいので、 |
| 0:52:40 | どうだこうだっていうよりは、全体の安全向上に対しての企業、 |
| 0:52:46 | ていうのを考えれば、その効果は小さいですよっていう、それを言いたかったわけですからここ。 |
| 0:52:55 | 規制庁大塚です。今回の申請で |
| 0:52:58 | プラント全体の安全性向上の効果は小さい。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 0:53:02 | と言っていることと、本体申請の審査の時に、D C L Iが必要で すって。 |
| 0:53:08 | 言って、設備を、 |
| 0:53:11 | 設けることに関して、考え方が一致していないように思うんです けど。 |
| 0:53:17 | それについてはどう説明されますでしょうか。 |
| 0:53:25 | T C L アイウレた形はもう皆さんもご承知だと思いますけど、津 波を考えたときに、 |
| 0:53:35 | モバイルの活動性っていうところに、不確かさもあるだろうとい うところを考慮してですね常設化を図ったということです。で、 |
| 0:53:46 | おっしゃられるように、D C L Iを入れて直流駆動であるんだか ら、 |
| 0:53:53 | その供給元が断られたときに、第3 D C、Eは深尾、しっかりそ れも取って、 |
| 0:54:02 | 機能っていうのがしっかり。 |
| 0:54:06 | 信頼性がより高まるようにするっていうのは、あるべきでしょ うっていうことだと思いますんで、 |
| 0:54:14 | ここはやっぱりかみ合っていないですけども、 |
| 0:54:18 | 我々としてはそれぞれを代替するものがあれば、 |
| 0:54:22 | その機能っていうのは、担保され、そのシーケンスにおける炉心 損傷が開担保できるとすれば、 |
| 0:54:31 | それは第3 D Cで負荷をとることと、ある意味、同じような手当が できてることになるんじゃないかっていう、そういうす考 え、整理をしているということなので、 |
| 0:54:45 | 直接的なクドウ験に対する信頼性という意味では、 |
| 0:54:51 | その考え方っていうのはずれてませんかっていう、 |
| 0:54:54 | そういう意見もわからなくはないというか、理解はしますけれど も、 |
| 0:55:01 | そこがちょっと当社の今回の考え方っていうのは、 |
| 0:55:06 | もしかすれば確かに他社とは、そこは異質なものですよねって いうことなのかもしれません。 |
| 0:55:21 | 原子力規制庁の宮ですもうここは、 |
| 0:55:24 | 明確に、 |
| 0:55:26 | といったオオイワなったものは、 |
| 0:55:28 | 事業者としてあるべき姿はどう考えてるのかだけです。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 0:55:33 | 設置許可もともと既許可っていうのは、既許可っていう大きなベースがあって、そのさらなる安全対策として今回、イシイアノ第3電源というものがありますよ。 |
| 0:55:44 | 安全の、に考えて本来あるべき姿っていうのは、どういうふう に、要は、これ上積みであるべきものであって、既許可に対する 上積みであるにかかわらず、 |
| 0:55:54 | そこをどう考えて今これを整理しようとしているのかが、今全く見えないと。 |
| 0:55:59 | ということが、審査側の認識です。 |
| 0:56:05 | はい。規制側の考えは理解いたしました。 |
| 0:56:10 | まし審査会合で1度これについては、当社側の考え、現状の整理 っていうのは、一度し、説明をさせていただいた。 |
| 0:56:21 | た上で、 |
| 0:56:23 | ちょっと議論させていただきたいと思っております。 |
| 0:56:33 | 規制庁ツカベ承知しました。 |
| 0:56:35 | ちなみに |
| 0:56:40 | 特重施設を使うことに関して、詳細に説明これからするってこと なんですけど、当初申請の今回のまとめ資料にその説明がないの はなぜ。 |
| 0:56:57 | 先ほど申し上げた通りなんですけど、 |
| 0:57:05 | 今 |
| 0:57:06 | 特重を使ってでも、炉心損傷防止可能だっというところについて は、 |
| 0:57:12 | 一番右のまとめ資料の12ページ。 |
| 0:57:14 | のところ、 |
| 0:57:16 | に記載がある通りなんですけど、流通特性を確認しましても、 |
| 0:57:20 | C L I ポンプと同等以上であるということですので、炉心損傷防 止は可能であると考えてます。 |
| 0:57:36 | 規制庁大塚です。ちょっとこの一文だけではとても十分とは思え ないんですけど、 |
| 0:57:41 | 衛生設備として使うのであれば、 |
| 0:57:47 | S A 設備と同等な説明が必要かなと。 |
| 0:57:50 | 思ってます。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 0:57:54 | 有効性評価で求められてるような条件のもとで、本当に特重施設が使えるかどうかという、詳細の説明が必要かと思えますけど。 |
| 0:58:04 | それについてはどうか。 |
| 0:58:07 | はい。東北電力の木村です。そこはおっしゃることはご理解、理解 |
| 0:58:13 | いたしております、少し検討させていただきたいと思い |
| 0:58:21 | 東北電力の猪股です |
| 0:58:24 | 衛藤おっしゃられてることは当然だと思ってまして |
| 0:58:30 | 実際にその炉心損傷が、 |
| 0:58:32 | 防止できるのか、っていうことを |
| 0:58:36 | 解析の結果もそうですけれど、多分手順の成立性とか、そういったところについても、 |
| 0:58:44 | ご説明しなければいけないと。 |
| 0:58:46 | 思って、理解しましたので、また別途、 |
| 0:58:51 | 準備して、ご説明させていただければと思っています。以上です。 |
| 0:59:04 | 原子力制庁の宮本です |
| 0:59:07 | ちょっとねさっきから話がかみ合っていないというより、こういうわかってて言われ、ごまかされてるかよくわかんないんだけど、 |
| 0:59:15 | まず、設置許可っていうのは、設置することが目的の基準です。 |
| 0:59:23 | 特重の話はあくまでは、或いは運用の話です。 |
| 0:59:29 | ですね、わかってますよね。委員会で話し合ったのは、要は全部設備が出揃った上でどれを優先順位つけて運用させますか。 |
| 0:59:39 | その場合にはS AよりもD B江田の特重の方を優先させる場合もあるでしょうと。 |
| 0:59:44 | いう話です。 |
| 0:59:46 | だからそれは全く話が違います。 |
| 0:59:48 | 設置要求になっているものに対して、 |
| 0:59:52 | 何をそれに当てはめていくのかっていう話をしようとされてる時に、初めてっていうか先行実績のない特重を代替設備として用いるというふうな、 |
| 1:00:04 | 考えでいくんであれば当然それに関わる資料がなければ駄目なんですよ。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1:00:10 | それを用意されてないってことは、初めからこれは何をするつもりでこれを整理されているのかってことです。 |
| 1:00:19 | 別に解析上の話を求めているわけではなくて、 |
| 1:00:23 | もともとこの水、第2項というのは設置要求になってます。 |
| 1:00:29 | だからシーケンスがどうかってというのは、最終的な話になるかもしれませんが、本来あるべき姿はどんどん、どの設備に供給できるような、直流電源第3電源を設置し、 |
| 1:00:41 | し、することで適合性を説明するというのが事業者の姿勢であるべきであって、そうすると今言われたように先行実績を踏まえると、 |
| 1:00:50 | 直流、直流とか直流ポンプもそうだしR C I Cも含めたものが、本来でし第3電源として、先行実績で考えれば、 |
| 1:01:01 | 第2項の適合として必要になるでしょうと。 |
| 1:01:03 | ただし、東北電力はその中で、直流ポンプの方を落としたいというか、 |
| 1:01:11 | それを代替を考えたいということで、今これされてるんだと思うんだけど、 |
| 1:01:17 | そうす。そうした場合に今用いようとされてるのが、特重とか各自動車各自消防自動車に核になってるから、特重の方の |
| 1:01:27 | 特重の方はD B瀬谷エッセイ設備として登録するんですかしないんですかの話さえまで今できない状況になっていて、 |
| 1:01:36 | 資料もまだ用意できてないってなっちゃうとなってしまうと、これスタンスが、 |
| 1:01:40 | いろいろ用意してもらってって、結構あるんだけど、 |
| 1:01:44 | 一番重要なところが詰め詰められてないんじゃないですかっていう気がするんだけど、いかがですか。 |
| 1:01:55 | 東北電力猪股です。 |
| 1:02:00 | 実際 |
| 1:02:02 | この大機能の代替っていうところについては、我々の考え方としては、ちょっとお示しの仕方は良くなかったのかもしれませんが、ここでは、 |
| 1:02:13 | 特重施設の注水特性を持って、 |
| 1:02:17 | 既存の |
| 1:02:18 | 直流駆動の低圧注水系を、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1:02:22 | の注水特性を包絡しているということで、これを使えば、成立できるというふうに考えて、 |
| 1:02:31 | すいません。宮本さんのご指摘は、ご最もだと思います。我々口で今、注水特性がどうだだって言ってますけど、 |
| 1:02:41 | それが本当に対応できてるものか、あとはSAとして登録するとし、したら、 |
| 1:02:50 | どういう確認が、適合確認が必要で、 |
| 1:02:54 | それに対して今どういうステータスなんだと。 |
| 1:02:57 | いうことすら、示せないじゃないかっていうのはその通りだと思いますので、 |
| 1:03:02 | コメントはしっかり受けとめたいと思います。 |
| 1:03:08 | 規制庁宮です。その上でなんだけど、これを特重と兼用になった場合に、 |
| 1:03:14 | 特重への影響っていうのを考えなきゃいけない可能性もあるので、 |
| 1:03:18 | そうするとこれは特重の担当の、 |
| 1:03:21 | 審査チームにも確認しなきゃいけない可能性もあって、 |
| 1:03:25 | 我々だってそれでいいかなんていうのは判断できないですよその場合は、第3電源と特重兼用にするんですって話になっちゃったら、 |
| 1:03:33 | 我々、 |
| 1:03:35 | 審査チームで判断できる話。内野。 |
| 1:03:38 | 特重以外のところで判断できる話じゃない可能性もあって、そもそもそんなチャレンジ本当にいいのかって話とかを持っていかなくちゃいけないわけですよ。 |
| 1:03:48 | そこまでよく考えてくださいねってことですよ。 |
| 1:03:56 | コメントは、理解しましたので、はい。 |
| 1:04:07 | はい。規制庁大塚です。この件に関して、何か他に確認事項ありますでしょうか。はい。お願いします。 |
| 1:04:13 | 規制庁秋本です1点だけ確認なんですけど、 |
| 1:04:19 | 言えないかもしれないんですが、特重をこれで機能の代替で持ってきてますってなったときに、 |
| 1:04:27 | TPPって、24時間縛りじゃないんで交流登録電源が24時間使用できないものとするっていう縛りがあったと思うんですけど、それでもできるっていう |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 1:04:38 | ことなんですか。 |
| 1:04:47 | 録音止めていただければ答えますか。 |
| 1:04:51 | はい。規制庁を使う施策ではここで光情報を発言して、説明していただきますので一旦録音を提出します。 |
| 1:17:18 | 規制庁アキモトツジです確認したいことが確認できました。それであともう一つはあるんですけど |
| 1:17:26 | あれですかねちょっと、 |
| 1:17:28 | さっき、 |
| 1:17:30 | 津波の |
| 1:17:32 | 話が、 |
| 1:17:34 | でてTCLあいを、 |
| 1:17:36 | 入れましたよっていう話なんですけど。 |
| 1:17:39 | それ、 |
| 1:17:41 | 津波を重ねるのは、 |
| 1:17:46 | 何ていうんでしょう、今でもマストで、 |
| 1:17:50 | 等、 |
| 1:17:52 | もともとの経験みたいな、 |
| 1:17:55 | 方針で、 |
| 1:17:57 | やるんですみたいな話は、県、 |
| 1:17:59 | 考えられてないっていいんですか。あともう特重を持ってきますって感じ。 |
| 1:18:06 | えーとですね、 |
| 1:18:10 | もともとの経験ってのはモバイルでっていう意味ですよ。それは、考えてないことはないんですけど、 |
| 1:18:18 | 幾つかやっぱりモバイルってのも、いろいろなあ車があって、 |
| 1:18:25 | 今、消防車を持ってきてます。これはクレジット、SAクレジット子はなくてこれは使えれば、これでもやれませって話で、 |
| 1:18:36 | SAが、ごめんなさい。仮にですけど、 |
| 1:18:41 | 特注。 |
| 1:18:44 | NGですよ。やっぱり、皆さんそういう形、炉心損傷回避できるのはわかるけどNGNGですよって言われたら、 |
| 1:18:53 | じゃあ他ありますかって言ったら、 |
| 1:18:56 | 大容量送水本を使う手段もあるんですか。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1:19:00 | それはそれでまた、C S Tを水源として注水をしていくっていう。 |
| 1:19:06 | ことになるので、それはそれでまた別な対策を、 |
| 1:19:11 | やっていく必要が出てくるっていうことになるので、 |
| 1:19:14 | 今時点で、当然とか、県連とかのように、 |
| 1:19:19 | 外部水源を使いながら注水をするっていう戦略の成立性まで、 |
| 1:19:27 | 担保をとれるような状況に女川としてはないです。 |
| 1:19:33 | はい。なので、これは東北電力の須川若干補足しますと、端的に言いますと今女川のオイル注水は、 |
| 1:19:43 | 10時間程度、準備にかかりますので、T B Pシナリオの早いシークェンスに対しては、新たなモバイル対策が必要になるということです。はい。以上です。 |
| 1:20:04 | はい。規制庁大塚です。第3電源について他に確認事項ありますでしょうか。 |
| 1:20:14 | 規制庁の天田です。今日ちょっといろいろ事実確認させていただいて、会合でということなんですけど、ちょっと多分、 |
| 1:20:22 | 今日のやりとりでわかったと思うんですけどおそらく、 |
| 1:20:25 | 1種説明聞いてると、 |
| 1:20:28 | いろいろ、D Bに加えて、S Aの常設可搬、いろんな対策があり、かつ |
| 1:20:35 | 特重も、 |
| 1:20:37 | 整備されてる中で、さらなる第3D Cの負荷として、 |
| 1:20:42 | D C L Iの負荷まで見込む必要があるのかと。 |
| 1:20:45 | いうようなどちらかというところですね。 |
| 1:20:49 | 安全性向上の効果としてどうなのかというような、 |
| 1:20:54 | ことを言われてると思うんですけども、それはそれで何ていうんすかね、別途そういう、 |
| 1:21:00 | 安全性向上のいろんな、 |
| 1:21:02 | 議論の機会があれば、それはどんどんやっていただければいいと思うんですね。この場では |
| 1:21:09 | 原子炉等規制法に基づく設置変更許可申請に対して、 |
| 1:21:13 | 基準への適合性、要求事項への適合性を確認していますと。 |
| 1:21:20 | 多分今日いろいろ説明させていただいて特重とか自主を使うとか、 |
| 1:21:27 | その頻度概念とかってあるんですけど、実はちゃんとその要求、 |
| 1:21:32 | 法令の要求事項、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1:21:35 | 或いは |
| 1:21:37 | 病棟法に基づく審査基準に対する適合性がちゃんと説明されてないんですね今日、今日説明された内容ってのはね、極めてふわっとしてて、 |
| 1:21:46 | 補足説明資料でしかなくて、 |
| 1:21:49 | じゃあ申請書ベースでどう基準適合性が説明されてるかっていうと全く説明されてないと。 |
| 1:21:55 | いうところが |
| 1:21:58 | わかりましたと。多分、じゃあ、モバイル自主に対して、SAの位置付けを与えるんですかとかかっていう事実確認していくと、ちょっとそれは考えないといけない。 |
| 1:22:10 | かもしれないみたいな、そういう話があって当初はそこまで全然考えてなかったということだと思うので、 |
| 1:22:17 | とにかく |
| 1:22:19 | 都心す、許可基準に適合しているという申請をしている以上、 |
| 1:22:26 | 基準への適合性、要求事項に対して、 |
| 1:22:32 | こういう今事業者が考えてる。 |
| 1:22:35 | 対策として適合してるんだというのを、申請書で示さない限り、 |
| 1:22:40 | これは適合と確認できませんので、その部分が、今日の説明で、 |
| 1:22:47 | 全くないというふうに理解しましたが、その部分認識合ってますか。 |
| 1:22:55 | すいませんサトウですその認識は、今日、 |
| 1:23:01 | 今更持つなという話かもしれないですけど理解はいたしました。はい。 |
| 1:23:07 | はい。規制庁の天田です。 |
| 1:23:09 | 江藤技術確認として、わかりました。以上です。 |
| 1:23:18 | はい。規制庁大塚です。他、確認事項なければ、続きまして固化材の変更の方に入りたいと思います。 |
| 1:23:27 | はい。それでは説明の方お願いします。 |
| 1:23:33 | はい。それではここでちょっと出席者の入れ替えということで休憩を挟みたいと思います。 |
| 1:23:38 | それではここで10分間休憩を挟んで、再開したいと思います。 |
| 1:25:26 | 規制庁大塚です。それではヒアリングの方を再開したいと思います。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1:25:30 | 固化材の変更について事業者の方から説明をお願いします。 |
| 1:25:36 | はい。東北電力の湯浅です。それでは固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更に関しまして、回答整理表に従いましてご説明させていただきます。 |
| 1:25:46 | すいません資料の構成上ですね回答整理表のNo.12、15をまず、ご説明させていただいた後にもう一度戻りまして、ナンバー2から順にご説明させていただきます。 |
| 1:25:59 | それでは回答製品をナンバー10になります。ないコメント内容としましては固化材の変更だけでなく、処理方法の変更については明確。 |
| 1:26:08 | 化することということですがけれども、こちらは、資料1-1の24ページ目をご覧ください。 |
| 1:26:22 | はい。 |
| 1:26:23 | 表の2-1としまして、今回の補正、本変更の内容と、それぞれの変更内容に対する変更理由を整理しております。 |
| 1:26:33 | 前回のヒアリングでのご指摘を踏まえまして、今回の変更申請内容につきましては三つに整理しております。 |
| 1:26:41 | 1点目としましては、2号炉設置のコガ装置につきまして、固化材をプラスチックからCO・OPセンターに変更いたします。 |
| 1:26:49 | その変更理由といたしましては、2号炉で発生する廃棄物を処理するため、また、固化材の変更に伴いまして、装置の構成につきましても最適化を図ることで、 |
| 1:27:01 | 獲られたスペースを活用しまして、第3ベースを設置する。 |
| 1:27:05 | ために変更するもの、ものでございます。 |
| 1:27:09 | はい。 |
| 1:27:11 | なお既設のプラスチックコア装置につきましては新規規制基準適合性審査において使用することを前提に火災防護対策の確認を受けております。 |
| 1:27:19 | はい。二つ目の変更内容としまして、現在1号側と共用しております。2号炉設置の固化装置につきまして、1号炉との共用を取り止めいたします。 |
| 1:27:29 | 変更理由としましては、2号炉設置のコガ装置はプラスチック下式でありまして、セメント固化式と比べて廃棄物の充填効率が、 |
| 1:27:39 | 高いということで、廃棄物低減のために、1号炉と共用しております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1:27:44 | ディスカス今回この固化装置について、プラスチックからセメントに固化材を変更いたします。 |
| 1:27:51 | ことによりまして、1号炉の廃棄物を2号炉の固化装置で固化処理することによるその廃棄物の低減効果がえられなくなりますことから、今回のスベン固化材のセメントへの変更、 |
| 1:28:03 | に合わせまして、2号炉設置の五霞装置について共用を取り止めいたします。 |
| 1:28:09 | なお1号炉で発生する廃棄物につきましては、1号炉に設置しておりますセメント固化式コガ装置で、 |
| 1:28:15 | のみで処理可能と評価しております。 |
| 1:28:19 | 3点目の変更内容としましては、浄化系振興分離槽から固化装置への処理プロセスの削除でございます。 |
| 1:28:26 | こちらの変更理由としましては、浄化系信仰分離槽内の廃棄物、こちらの高線量樹脂等となりますけれども、 |
| 1:28:34 | 積許可ではですね、貯蔵するか、固化するという二つの取り扱いがありますけれども、一方でこの浄化系沈降分離槽内の廃棄物につきましては、中深度処分の対象廃棄物として、 |
| 1:28:47 | 現在電力大見て、処理方法、処分施設の検討がなされているところからありますことから、今回のこの固化処理プロセスを削除しまして、 |
| 1:28:57 | 十分な貯蔵容量を有した浄化系信仰分離槽で貯蔵するという方針に変更いたします。 |
| 1:29:03 | なお今後、中深度処分の方法が確立した後に、浄化系振興文書内の廃棄物を |
| 1:29:10 | 処理装置をですね設置することといたします。 |
| 1:29:14 | はい。変更理由につきましてこのように整理しております。 |
| 1:29:18 | 続きまして、コメン等、回答整理表のNo.15になります。 |
| 1:29:24 | 内容としましては、変更後のセメント固化装置の系統図に、浄化系信仰分離槽の扱いの変更内容を示し説明すること。 |
| 1:29:33 | この際に、変更範囲につきましても適切な範囲を示すことということでございました。 |
| 1:29:39 | こちらは資料の25ページ目をご覧ください。 |
| 1:29:46 | はい。こちらですね表の2と2-2としまして、概略系統図につきましてですね、板谷いただきましたコメントを踏まえて修正したものを示しております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:29:57 | はい。まず変更理由一つ目の固化材変更につきましてですが、こちらには系統概略系統図におきまして、赤枠で示しております。 |
| 1:30:09 | はい。この赤枠内の月構成の変更内容につきましては前回のヒアリングにてご説明した通りとなります。 |
| 1:30:18 | 変更前の、左側のちょっと図をご覧ください。 |
| 1:30:22 | 図の右か左上の方にごさいます使用済み樹脂貯蔵槽内、 |
| 1:30:26 | の廃棄物につきましては、その後乾燥機給液タンクというところを経由して、五霞装置に導いておりましたが、今回の固化材変更に伴う、 |
| 1:30:38 | 系統構成の最適化としまして、右側の図になりますけれども、 |
| 1:30:42 | 乾燥機ウエキタンクを経由せずに、直接セメント固化装置の脱水機導く構成といたします。 |
| 1:30:51 | 乾燥9タンクへのへ移送配管につきましては閉止版等により確認いたします。 |
| 1:30:57 | 次に変更にご二つ目の1号炉との共用取り止めになりますけれども、こちらは外径と図において、青い点線枠で示しております。 |
| 1:31:07 | いつ頃側の濃縮配送タンクと、 |
| 1:31:10 | それから、今回変更します2航路の固化装置への移送配管につきまして、こちらにも閉止版等により隔離を行うことで、2号炉のコガ装置につきましては、1号炉側との共用を取り止めて、2号炉専用設備といたします。 |
| 1:31:26 | 最後に変更理由、三つ目の浄化系信仰分離槽内の固化処理プロセスの削除についてですが、こちらは図の中で緑の点線で示しておりますけれども、 |
| 1:31:37 | 浄化系沈降分離槽から、固化装置への移送は配管につきまして、閉止盤等により隔離を行うことで浄化系進行分ソウノ、効果処理プロセスを削除いたします。 |
| 1:31:49 | はい。 |
| 1:31:52 | 続きまして、回答整理表ですが、ちょっと冒頭、元の方に戻りまして、 |
| 1:31:57 | ナンバー2番。 |
| 1:31:59 | ここからちょっと順番にご説明していきたいと思っております。 |
| 1:32:03 | ナンバー2番ですが、コメント内容としましては、固化方式の変更と、今回の廃棄物処理系の関係廃棄物処理の関係で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:32:12 | 許可の変更範囲と変更理由及び変更事案ごとに、適合性を確認する条文について整理した上で説明すること、整理においては先行事例の確認を行うことということとございました。 |
| 1:32:24 | こちらにつきましては、資料をめくりまして、26 ページ目をご覧ください。 |
| 1:32:35 | はい。こちらはですね、さっき先にご説明しました通り今回の変更内容は、固化材、変更後固化装置の1号との共用を取り止め、浄化系沈降分離角コガ処理プロセスの3点がございます。 |
| 1:32:49 | この三つの変更内容につきまして、原子炉設置変更許可申請書の変更に影響します。設置許可基準規則の条文をこちらの図の2-1。 |
| 1:32:59 | フローに従って、整理しております。 |
| 1:33:02 | このフローにつきましては、前回のヒアリングでいただきましたご指摘を踏まえて、2021年に修正されております、東海第2における圧縮減容装置の設置の例を参考にしまして同様に整理を行ったものになります。 |
| 1:33:19 | 確認フローの流れとしましては、まず一番左上のですね四角からスタートしまして、 |
| 1:33:25 | 条文ごとの基準要求を確認した上で、下の菱形に行きまして、 |
| 1:33:32 | 各ですね、三つの変更内容、それぞれに対しまして、基準適合の影響を確認いたしました。 |
| 1:33:40 | このうち変更によってもですね、許可への |
| 1:33:43 | 許可の基準適合性に影響を与えないことが明らかであるものにつきましては下にいて、除草の条文の確認は不要としております。 |
| 1:33:52 | 右に行きまして、確認用とした条文につきましては、既許可における適合性の整理がどのようになっているか確認した上で、原子炉設置変更許可申請書の変更が必要かどうかという観点で、確認再確認を行って、 |
| 1:34:07 | おります。 |
| 1:34:10 | 続いてページめくりまして、34 ページ目。 |
| 1:34:13 | すみません、飛びますが、ご覧ください。 |
| 1:34:21 | 34 ページから 39 ページにかけまして、設置許可基準規則の各条文に対する設計方針を再整理の上お示ししております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1:34:30 | こちらにつきましては今ほどご説明したフローに従いまして、各条文の基準適合の影響というのをですね網羅的に確認しまして、 |
| 1:34:40 | 最終的に原子炉設置変更許可申請書の変更に関わるとした条文につきまして抜粋してお示したものになります。 |
| 1:34:48 | なおですね、網羅的に確認した結果につきましては、資料を2DS4-2の添付1に示しております。 |
| 1:34:55 | こちらですね、東海第2発電所におけるスプリング装置の設置の例を参考にしまして同様の整理を行ったものになります。 |
| 1:35:04 | この会、当社の今回の選定に関しましては、変更内容それぞれにつきまして①から③ということで、要求事項へ適合するための設計方針を確認して記載しております。 |
| 1:35:18 | この中身をちょっとご説明が残ってご説明いたします。 |
| 1:35:25 | 方聖書ナンバー2のご説明は以上です。 |
| 1:35:30 | それでは、 |
| 1:35:32 | 回答整理表のNo.12に、 |
| 1:35:35 | まず、 |
| 1:35:37 | すいません12月、ご説明しましたねその13、10、 |
| 1:35:41 | コメント内容としましては、 |
| 1:35:43 | 27条第2項が要求事項として示されているが今回の変更申請範囲として確認する必要があるか再整理することというものでございました。 |
| 1:35:53 | こちらは、資料の38ページをご覧ください。 |
| 1:36:03 | こちらに関しましては先ほどご説明した条文整理表のうち、第27条ですね、放射性廃棄物の処理施設に対する適合性の整理表をお示しております。 |
| 1:36:16 | はい。このうちの第1項第2号ですね、につきましてご説明いたしますけれども、まず基準要求につきましては、土肥北井。 |
| 1:36:27 | 城野廃棄物の漏えいを防止でございます。 |
| 1:36:31 | この基準要求に対する設計方針として表の中で整理しております、 |
| 1:36:35 | まず①の固化材変更の観点としましては、 |
| 1:36:40 | セメント固化好き固化装置につきましては、漏えいの発生を防止できる設計及び漏えいを早期に検知し、制御室等に警報する装置を有する設計といたします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1:36:52 | また、①の固化材変更、②の共用取り止め、③の浄化系人工分離ソウノコガ処理プロセスの削除のいずれにも該当する方針となりますけれども、 |
| 1:37:03 | 今回の変更に当たりまして主要を廃止する配管につきましては、切断、閉止等の適切な措置を講じまして、漏えいを防止を図ることといたします。 |
| 1:37:16 | 以上の通りですね第1項第2項の解釈としまして、液体状の補正廃棄物とはですね液体状の補正廃棄物及びその液体にスラッチ等の |
| 1:37:28 | 答えが混入している状態のものをいうということで解釈に記載されておりますことから、今回の固化装置につきましては、液体濃縮廃液等ですね、液体状の放射性廃棄物、 |
| 1:37:40 | を取り扱いますので、この27条第1項第2号も対象条文に該当するものとして整理しております。 |
| 1:37:50 | はい。 |
| 1:37:51 | こちらについてのご説明は以上です。 |
| 1:37:55 | ではその下ですね、回答整理表のNo.14になります。 |
| 1:38:03 | 27条の設計法、28条の設計方針として、 |
| 1:38:07 | 貯蔵槽類、固体廃棄物貯蔵所、雑固体廃棄物保管室の設計について記載されているが、確認対象が整理することということでございました。 |
| 1:38:18 | こちらページめくりまして、39ページをご覧ください。 |
| 1:38:25 | こちらは28条と損益物の貯蔵施設に関する整理結果をお勧めしております。 |
| 1:38:32 | ご指摘を踏まえまして対象設備につきまして再整理した上で、記載しております。 |
| 1:38:40 | ご説明させていただきますが、28条の基準要求としましては、放射性廃棄物の、を貯蔵する施設を設けることでありまして、また本条文の解釈、 |
| 1:38:50 | におきましては、貯蔵施設は十分な貯蔵能力を確保することが要求されております。 |
| 1:38:57 | これに対する設計方針としまして、 |
| 1:38:59 | まず1の固化材変更の観点としましては、 |
| 1:39:03 | セメント固化先固化装置で固化処理した際のドラム缶。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:39:06 | つきましては、固体廃棄物貯蔵貯蔵所に貯蔵保管することといたします。 |
| 1:39:12 | ②の共用取り止めにつきましては、貯蔵への影響があるものではございませんので本条文の費用対象外としております。 |
| 1:39:22 | ③の浄化系沈降分リストの固化処理プロセスの削除ですが、こちらに伴いまして、 |
| 1:39:28 | 原子炉所、冷却材浄化系から発生する使用済み樹脂等に関しましては、浄化系沈降分離槽に当面貯蔵することといたします。 |
| 1:39:40 | こちらに関しましては本資料の参考5としまして44ページ目に、浄化系新興国の貯蔵能力について示しております。 |
| 1:39:50 | はい。 |
| 1:39:52 | こちらのスライドはですね。 |
| 1:39:54 | 44ページ。 |
| 1:39:56 | スライドにつきましては前回のヒアリングでもお示したものですけれども、 |
| 1:40:00 | 今後の、 |
| 1:40:02 | 発生量ですね、廃棄物の発生量実績を踏まえて予測しましても、浄化系振興文書には彫像の貯蔵容量には十分余裕があることから、当面の間の赤線角赤線の貯蔵容量には到達せずに貯蔵が可能と評価しております。 |
| 1:40:21 | こちらについてのご説明は以上です。 |
| 1:40:26 | はい、回答整理表に移りますけれども、 |
| 1:40:28 | ページを、 |
| 1:40:30 | 作りまして甲斐ナンバー16番になります。 |
| 1:40:35 | 浄化系人工文書について、固化装置による処理を削除することは既許可の変更に当たるため、変更される範囲を明確にした上で、27条、28条の適合として確認する範囲を整理して、 |
| 1:40:48 | 説明することという内容でございました。 |
| 1:40:53 | こちらにつきましては資料のページがまだ恐縮ですけれども、38ページ目と39ページ目が27条と18条の整理になります。 |
| 1:41:08 | 今回の変更内容のうち以上かけ沈降分離槽の固化処理プロセスの削除に関して位置付けを再確認しまして、設計方針を記載しております。 |
| 1:41:17 | 既許可におけるこの設備の位置付けとしましては、城花月振興分離槽、こちらに関しましては貯蔵設備、すなわち28条、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:41:28 | の設備、また、浄化系沈降分離槽から |
| 1:41:32 | は、J I S等を移送する配管につきましては処理設備、そのうち27条の設備として位置付けております。 |
| 1:41:40 | したがいまして先ほどの関方針をご説明いたしました通り、条件沈降分離槽の固化処理プロセスの削除に当たりましては、 |
| 1:41:48 | 浄化検診高分子等からの移送配管の閉止等の措置、こちらに関しましては、27条への適合を図るものとして整理しております、 |
| 1:41:57 | 浄化系沈降分離槽の貯蔵能力に関しましては28条への適合を図るものとして整理しております。 |
| 1:42:04 | なお浄化建築物につきましては今回の変更前後で、貯蔵施設としての位置付けが変わるものではないかと存じます。 |
| 1:42:14 | こちらのご説明は以上になります。 |
| 1:42:19 | 続きます回答整理表のNo.17ですけれども、 |
| 1:42:23 | コメント内容につきましては今回の申請内容は、国家方針の変更のほか、城算人工物の処理プロセスの変更等も含まれるが、変更理由とそれらが明示されていないため、変更理由の適切性について、 |
| 1:42:36 | 説明することというものでございましたけれども、 |
| 1:42:38 | こちらはNo.12の回答でご説明しました後、ものと同じになりますので活用割愛いたします。 |
| 1:42:49 | 続きましてその下のナンバー18番になります。 |
| 1:42:52 | いつ頃との共用取り止めにあたりどのような手続きが必要か、説明することということ、ことごとくございました。 |
| 1:43:00 | こちらは資料への反映はございませんので、こちらの回答内容の通りですけれども、 |
| 1:43:05 | 1号炉の廃止措置計画認可申請書の中にですねプラスチック固化装置の記載がございます。 |
| 1:43:13 | 今回ですね変更に伴いまして、こそ向こう炉の固化装置につきましては1号炉との共用を取り止めいたしますので、当該の記載を削除する必要があり、 |
| 1:43:24 | ということで、原子炉等規制法第12条の6の第3項ですね、授業事業の廃止に伴う措置ですね、に基づきまして、1号の廃止措置計画認可申請書の変更手続きを行うことと。 |
| 1:43:36 | いたします。 |
| 1:43:39 | こちらについてのご説明は以上です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:43:42 | 続きましてその下のナンバー19番。 |
| 1:43:47 | 1号炉との共用取り止めとあるがそもそも1号炉と2号炉にどのような廃棄物処理設備があり、どのような処理運用を行っていて、今回の変更申請にどのように見直すのか説明することというものでござい |
| 1:44:02 | こちらは資料の |
| 1:44:04 | 何ページ、40ページをご覧ください。 |
| 1:44:09 | こちらに参考1ということで、1号炉と2号炉のここは固体廃棄物処理フローの全体像をお示しいたしました。 |
| 1:44:19 | まずですね、一部、図中で青枠で囲んでおります1号炉側をご覧ください。 |
| 1:44:28 | いつ頃、1号炉のエコ |
| 1:44:31 | エコ化対象廃棄物としましては濃縮廃液と使用済み樹脂及び廃スラッジの2種類がございます。 |
| 1:44:37 | 少廃液につきましては、具体的には、床ドレン再生背景の蒸発濃縮装置、 |
| 1:44:44 | から発生するものと、ランドリー系の蒸発濃縮装置が発生するもの二つございます。 |
| 1:44:50 | このうちランドリー系につきましては、2号炉と共用しております。 |
| 1:44:56 | 使用済み樹脂及び廃スラッジにつきましては、具体的には、ろ過脱塩装置から発生する使用済み樹脂、ろ過装置から発生する廃スラッジ、 |
| 1:45:06 | 脱塩器から発生する使用済樹脂、 |
| 1:45:09 | がございます。 |
| 1:45:11 | これらにつきましては、一部送客可能なものもございますが、 |
| 1:45:16 | いつごろに設置しておりますとセメント固化し固化装置、こちらで処理するか、または、図の中で星印で示しておりますけれども、こちらで2号炉側に飛びまして、 |
| 1:45:27 | 2号炉設置のプラスチック固化スピーカ装置でコガすることとしております。 |
| 1:45:33 | 今回の数、 |
| 1:45:34 | 変更ではですね、2号炉設置のコガ装置の固化材をすべて変更することに伴いまして、共用を取り止めまして、これ、これら1号炉の廃棄物につきましては、2号炉の固化装置に向かう、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:45:47 | 星印の経路を削除いたします。 |
| 1:45:53 | 次に図中の下の方、おれんちのすか囲んであります。2 航路の設備をご覧ください。 |
| 1:46:02 | 2 号炉の廃棄物としましては、1 号炉と同様に、濃縮廃液と使用済み樹脂及び廃スラッジがございまして、 |
| 1:46:10 | 濃縮廃液 t。 |
| 1:46:12 | すなわちですね床ドレン攪拌液位計の蒸発濃縮装置から発生する濃縮廃液ですけれども、 |
| 1:46:18 | こちらにつきましては濃縮廃液貯蔵タンクに導かれます。 |
| 1:46:24 | 使用済み樹脂及び廃スラッジとしましては、まず復水浄化系等のろ過装置から発生する廃スラッジや原子炉冷却材浄化系の 6 月全挿力は、 |
| 1:46:35 | 使用済み樹脂がございまして、こちらは浄化系信仰分離槽に導かれます。 |
| 1:46:44 | また、もう一つが、復水浄化系の脱塩装置等から発生する使用済み樹脂、こちらにつきましては使用済み樹脂貯蔵槽に導かれます。 |
| 1:46:55 | このうち、すぐ範囲貯蔵タンク内の濃縮廃液、 |
| 1:46:59 | あと使用済み樹脂貯蔵タンク内の使用済み樹脂につきましては、固化材の変更後も、2 号炉設置のコガ装置で引き続き降下いたしますが、 |
| 1:47:09 | 浄化系信仰分離槽の使用済み樹脂等につきましては繰り返しで恐縮ですが固化装置、 |
| 1:47:15 | 固化処理経路を削除しまして、当面浄化系沈降分離槽に貯蔵いたします。 |
| 1:47:22 | はい。こちら、ご説明は以上です。 |
| 1:47:26 | 続きましてコメント、最後ですねコメント回答整理表のNo.20 番になります。 |
| 1:47:32 | 核廃棄物の発生起源、どこでどのように発生するか、及び廃棄物発生量に対して今回するセメント固化装置の仕様を示し処理可能であることを説明することということでございます。 |
| 1:47:44 | まず前半の |
| 1:47:46 | 核廃棄物の発生起源につきましては今ほど 40 ページの全体像の図でご説明しました通りとなります。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1:47:56 | 続きまして後半の廃棄物発生量に対してセメント固化装置で処理可能であることということで、こちらのページに戻りましてまず33ページ目をご覧ください。 |
| 1:48:12 | こちらは、申請書の添付書類9における固体廃棄物推定発生量の表の変更前後をお示ししております。 |
| 1:48:22 | 今回の申請で変更する箇所は、うちの中で、 |
| 1:48:26 | 赤、或いは青の点線で囲んだ部分となります。 |
| 1:48:31 | 赤WAC赤の点線で囲んだ部分の、上側が強い済み樹脂を固化または処理し、焼却した場合のドラム缶の年間発生量。 |
| 1:48:40 | 下の部分、 |
| 1:48:42 | 青枠でも囲んでいる部分ですけれども、こちらが濃縮廃液を動かした場合の、ドラム缶の年間発生量を示しております。 |
| 1:48:51 | まず大賀空で囲んでいる部分についてですけれども、左側の変更前につきましては、 |
| 1:48:59 | 床ドレン下階系の濃縮廃液につきましては、 |
| 1:49:02 | こちらについては2号炉設置のほか装置でのプラスチック交換のみですけれども、ランドリードレン処理系の濃縮廃液、 |
| 1:49:11 | こちらにつきましては先ほどちょっと全体像の図でもご説明しました通り、2号炉設置のコガ装置によるプラスチック固化、または、1号炉設置のほか、 |
| 1:49:21 | 装置によるセメント固化の二つの処理方法がございます。 |
| 1:49:26 | いたがしまして、このランドリードレン処理系の濃縮廃液を、2号炉でプラスチック交換した場合のドラム缶発生量、こちらは括弧の外に記載しております、 |
| 1:49:36 | 段取り取り塩水系濃縮廃棄物を1号炉レセに特化した場合のドラム缶発生量は括弧の中に記載しております。 |
| 1:49:45 | 今回の粉川装置の共用取り止めに伴いまして、 |
| 1:49:48 | ランドリードレンする形の濃縮廃液につきましては、1号炉のコガ装置によるセメント固化のみに変更となることから、 |
| 1:49:57 | 右側の変更後の図におきましては括弧が外れて、1ケースのみの期間となっております。 |
| 1:50:06 | また今回の固化材の変更に伴いまして、使用済み樹脂、濃縮廃液ともにですけれども、コガさんやドラム缶の発生量が増加しますことから、赤枠に示した通り変更、 |
| 1:50:18 | 前後、年間発生量に変更となっております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 1:50:24 | はい。今回の固化材の変更後ですねドラム缶の発生量が増加しておりますがこの理由としましては、 |
| 1:50:31 | プラスチック固化はですねすぐ廃棄と粉体化してから、 |
| 1:50:35 | 処理しているんですけども、ノースセメント固化装置につきましてはこの粉体処理をいたしませんので、 |
| 1:50:41 | プラスチック固化装置と比べて廃棄物の充填効率が低いことに起因いたします。 |
| 1:50:48 | 河西変更後のセメントプラス効果装置につきましては、この表で示した廃棄物の発生量を処理可能な設計といたします。 |
| 1:50:56 | こちらにつきまして参考にとということで、41 ページ目に |
| 1:51:00 | お示ししておりますので、41 ページをご覧ください。 |
| 1:51:11 | 固化材変更後の 2 号炉のセメント固化装置で交換する廃棄物は、ここにお示します通り、床ドレン会計の濃縮廃液、 |
| 1:51:21 | あと、復水だ、脱塩装置等から発生する使用済み地震の 2 種類でございます。 |
| 1:51:26 | それぞれの廃棄物につきまして、 |
| 1:51:29 | 先ほどの添付 9 に記載の年間発生量は、それぞれ 70 立米と 15 立米となっております、 |
| 1:51:36 | セメント固化水固化装置でコガ処理する際のドラム缶の受充填量、 |
| 1:51:42 | 及び、1 日当たりのコガ装置での層理の本数はこちらの表に示した数字の通りとなっております。 |
| 1:51:49 | これらの数字から濃縮廃液及び使用済み樹脂の年間発生量を処理するのに要する日数を計算しますと、それぞれ 120 日、 |
| 1:52:01 | 80 日となりますことから、合計で 200 日となりまして、1 年間で十分処理可能と評価しております。 |
| 1:52:11 | 以上ですね回答整理表に従いまして一通りご説明させていただきました。こちらからのご説明は以上となります。 |
| 1:52:21 | はい、規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。 |
| 1:52:26 | それではページ順にちょっと確認したいんですけども、 |
| 1:52:31 | まず 24 ページをお願いします。 |
| 1:52:37 | パワーポイントも 24 ページです。 |
| 1:52:39 | 今回変更の内容を、①から③まで三つに分けていただいたんですけども、 |
| 1:52:46 | 申請書の変更の理由としては、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 1:52:50 | 固体廃棄物処理系の固化装置の固化材をプラスチックからセメントに変更する。 |
| 1:52:57 | というところで、文言だけ見ると01しか読めないかなと思ってるんですけど。 |
| 1:53:02 | 申請書の変更の理由としては、今後、 |
| 1:53:05 | 適正化する。 |
| 1:53:07 | 予定なのか、それとも今のままで読めると考えているのか、どちらでしょうか。 |
| 1:53:13 | 東北電力の木村でございますが、 |
| 1:53:16 | 等、 |
| 1:53:17 | この変更理由に関しましてはですね、先ほどおっしゃった全社で検討した上でですね、適正を図りたいと考えてございます。 |
| 1:53:27 | 規制庁大塚です。承知しました。 |
| 1:53:30 | あと、①から③以外でも記載の適正化があると思うので、それも、 |
| 1:53:36 | 頭とかを入れるとか、何か読めるように、 |
| 1:53:40 | 検討をお願いします。 |
| 1:53:42 | 東北電力木村です。承知いたしました。 |
| 1:53:46 | はい。規制庁大塚です。 |
| 1:53:48 | あと24ページのところで、 |
| 1:53:51 | 表の中の②番の、 |
| 1:53:54 | ところですね1号炉との共用取り止めるっていうところで、 |
| 1:53:57 | 変更理由のところ、 |
| 1:54:00 | プラスチック固化式固化装置はセメント固化式固化装置と比べ、 |
| 1:54:05 | 放射性廃棄物の、 |
| 1:54:07 | 重点効率が低い。 |
| 1:54:09 | ことからってということなんですけど、現在使用してるプラスチック固化式の方が、充填効率が、 |
| 1:54:16 | いいということなんですけど、そこをあえてセメント固化式にスルー、理由は何なんでしょうか。 |
| 1:54:29 | はい。 |
| 1:54:30 | はい。東北電力の湯浅です。 |
| 1:54:33 | はい。それを |
| 1:54:47 | 東北電力の吉川です。この今、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:54:50 | PLUGからSEM化に変えるというところで、①のところの変更理由のところに記載してございますが、 |
| 1:54:58 | プラスチックの可燃物でございまして、本体の適合性システムで使用しないことを前提としてですね、 |
| 1:55:05 | 確認を受けていることから、燃えないセメントに変えるというものでございます。以上です。 |
| 1:55:20 | 結腸オオツカです。 |
| 1:55:23 | そしたら |
| 1:55:26 | プラスチックからセメントに変える理由をもう少し明確にどこかに記載していただいてもよろしいでしょうか。 |
| 1:55:35 | トーク電力輸送しました。 |
| 1:55:43 | はい。規制庁大塚です。続きまして28ページをお願いします。 |
| 1:55:51 | 28ページの変更前後の表を見ると、 |
| 1:55:59 | 変更前だと、下から8行。 |
| 1:56:03 | 7行目のところですかね。 |
| 1:56:05 | 浄化系沈降分離槽に貯蔵保管するかっていう記載。 |
| 1:56:10 | これが変更後で、 |
| 1:56:12 | 貯蔵保管という文言が貯蔵。 |
| 1:56:14 | だけになってるんですけど、 |
| 1:56:16 | と変更後の前後の文章を見ると、貯蔵保管っていう、 |
| 1:56:22 | 言葉が使われていてここだけ貯蔵にする理由の説明をお願いします。 |
| 1:56:31 | はい。東北電力の湯浅です。 |
| 1:56:33 | まず貯蔵と貯蔵保管の使い分けですけども、貯蔵につきましては処理の過程で、ホシノ減衰させる等の一時的な貯蔵を行う場合に貯蔵という言葉、 |
| 1:56:46 | を用いております。貯蔵保管につきましては発電所の最終保管場所にちょうど数保管すること、こちらをお済み示しております。 |
| 1:56:56 | はい。はい。この今回 |
| 1:56:59 | ご指摘いただいたところ④の記載の適正化ということで村崎に書いておりますけれども、その上とかではですね、ドラム缶に固化して、貯蔵保管ということで、こちらは固体廃棄物貯蔵そうですね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1:57:10 | ということで発電所内での最終保管場所を評価することを示しておりますので貯蔵保管という言葉になっております。 |
| 1:57:17 | 一方今回貯蔵保管から貯蔵に変えた部分につきましては、 |
| 1:57:21 | 今回の浄化系沈降分離槽につきましては、当面貯蔵ということで運用を見直すんですけれども、今後この増加系沈降分離槽内の受振につきましては、 |
| 1:57:33 | 中深度処分の処理方法が確立されればそれに従って処理することになりますので、 |
| 1:57:38 | それまでの一時的な貯蔵という、 |
| 1:57:41 | 使い位置付けになります。 |
| 1:57:42 | ということでですねこのように表現をですね適正化しております。なお先行プラントにおきましても、この浄化系沈降文書に相当する層につきましては貯蔵という言葉を使っております。以上です。 |
| 1:57:58 | 規制庁、大塚です。承知しました。 |
| 1:58:01 | そうしましたらまとめ資料の方に、どこか適切なところに、その文言の使い分けについてわかるように記載をお願いします。 |
| 1:58:10 | 衛藤栗原節操しました。 |
| 1:58:18 | 規制庁大塚です。続きましてパワポの32ページのところで、 |
| 1:58:27 | 変更前と変更後の、 |
| 1:58:31 | 五名。 |
| 1:58:34 | 変更前の※3の記載の、 |
| 1:58:37 | 適正化なんですけど、 |
| 1:58:41 | ※3。 |
| 1:58:43 | お米に変更するってことで、 |
| 1:58:46 | 変更前の、一部既設っていう記載がなくなるんですけど、 |
| 1:58:51 | その理由を説明していただけませんか。 |
| 1:58:54 | はい、衛藤区電力の湯浅です。 |
| 1:58:57 | こちらまず、図の中での減容装置というところにノモトのところ、※3がついていてそれが※2になっております。 |
| 1:59:04 | こちらの減容装置につきましては、こちらの、もうすでに既設ですので、この既設の設備になりますので、この一部既設っていう文言を削除して現状を反映して、1号2号、3号の共用している。 |
| 1:59:20 | という、実態を反映して、このように、この記載の適正化を行っております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 1:59:26 | そうです。 |
| 1:59:36 | もともと、一部だけが季節だったのを、今の段階では全部、 |
| 1:59:43 | 季節になるので、取ったってということだけですか。 |
| 1:59:46 | 徳田吉川です。そこその理解で正しいですもうちょっと説明しますと、 |
| 1:59:51 | 当初、各号炉に1台、3台あったんですけどもそれにですね、 |
| 1:59:56 | 雑固体の処理設備を入れた時に1台プラスして4台になったので、 |
| 2:00:03 | ここには3台プラスしたので、一部既設と4台なった時に一部既設という記載がして、変更申請をしたんですけどその記載がまだ残っていたので、 |
| 2:00:13 | 今となってはすべて4台になってますから、一部既設という記載は必要ありませんのでとりましたということです。以上です。 |
| 2:00:21 | 規制庁大塚です。理解しました。 |
| 2:00:27 | 続きましてパワポの36ページをお願いします。 |
| 2:00:39 | 表の方の10条誤操作の防止のところで、 |
| 2:00:43 | ②番の供用取り止めの欄のところに記載がある。 |
| 2:00:49 | 上から5行目の最後の、 |
| 2:00:52 | 辺りからの記載なんですけど、 |
| 2:00:54 | 状態表示及び警報表示により、共用取り止めに伴い、 |
| 2:00:58 | 1号6オカ装置と2号炉コガ装置と切り離す。 |
| 2:01:02 | ための、 |
| 2:01:03 | 閉止等実施箇所の |
| 2:01:06 | 状態が正確かつ、 |
| 2:01:09 | 迅速に把握できる設計とするってあるんですけど、 |
| 2:01:13 | ちょっとこれ10条の対応として、イメージが湧かなかったんですけどどのような対応なんでしょうか。 |
| 2:01:23 | はい東北電力の清水でございます。 |
| 2:01:26 | 表取り止めに伴いですね、1号炉オカ装置によるコガ組織が増すための閉止装置をつけるんですけども、 |
| 2:01:34 | この部分の詳細設計につきまして閉止版、 |
| 2:01:37 | 等、 |
| 2:01:38 | 取りつける、あとはバルブ等によるひしとも考えておりまして、もしですねバルブ等による閉所した場合、誤操作防止のための設計が必要で、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 2:01:48 | あろうというところで、このような記載をしてございました。 |
| 2:01:57 | 規制庁大塚です。理解しました。 |
| 2:02:01 | バルブがあって、バルブのことを指しているってことでは理解しました。 |
| 2:02:07 | それはあれですかまとめ資料の方のどこかに記載はありますでしょうか。 |
| 2:02:17 | 東北電力シミズがまとめ資料の方には記載はございません。はい。 |
| 2:02:23 | 規制庁大塚です。ちょっとそこをわかりにくかったので、 |
| 2:02:27 | 10条の観点でどのように、 |
| 2:02:32 | 設計するのかっていうのが、詳細にわかるように、まとめ資料のどこかに、 |
| 2:02:36 | 追加をしていただいてもよろしいでしょうか。 |
| 2:02:39 | 電力シミズです。承知いたしました。 |
| 2:02:45 | 規制庁大塚です。続きましてパワポの38ページをお願いします。 |
| 2:02:54 | 27条のところなんですけど、 |
| 2:02:57 | ②番の供用取り止めのところの一番上の、 |
| 2:03:01 | 1号炉の廃棄物については、ここは対象外とするっていう記載があるんですけど、 |
| 2:03:06 | これが意味するところは、1号炉にも、 |
| 2:03:10 | セメント固化装置があるので、 |
| 2:03:12 | 今回の |
| 2:03:14 | 申請範囲の2号炉の方では、国家対象外とするっていう意味合い。 |
| 2:03:19 | でよろしかったでしょうか。 |
| 2:03:22 | 徳弘湯浅です。はい。その通りでございます。 |
| 2:03:27 | 規制庁大塚です。ちょっとここもですね、 |
| 2:03:30 | そもそも、1号炉の廃棄物についてはどうか。 |
| 2:03:34 | 硬化しないっていうふうにもう読めなくはないので、あと1号炉の方には別途、 |
| 2:03:40 | コガ装置があるのでっていうのがわかるように、ちょっと、 |
| 2:03:44 | 五名でそ表の外にでも記載の方をお願いします。 |
| 2:03:48 | 特にふやされそうしました。 |
| 2:03:54 | はい。規制庁大塚です。続きまして39ページお願いします。 |
| 2:04:00 | 藤。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------|
| 2:04:01 | この 28 条 30 条ということで、 |
| 2:04:04 | 29 条が入ってないんですけど、29 条で、工場等周辺における直接線等からの、 |
| 2:04:11 | 後の要求事項については、今回の変更には関係ないという理解でよろしかったでしょうか。 |
| 2:04:18 | はい。その通りです。今回の固化材、ここも変更するんですけども、廃棄分 |
| 2:04:23 | 廃棄物の総量は |
| 2:04:26 | が影響しないと。 |
| 2:04:27 | 19 条につきましては、 |
| 2:04:30 | としております。 |
| 2:04:33 | 規制庁大塚です承知しました。 |
| 2:04:36 | 関連条文ではあるけど、申請書の変更はないということ。 |
| 2:04:39 | 理解しました。 |
| 2:04:57 | はい。規制庁大塚です。続きましてコメントリストの方なんですけど、 |
| 2:05:02 | ナンバー18 のところで、 |
| 2:05:08 | 回答内容のところが一番最後に、 |
| 2:05:11 | 1 号炉廃止措置計画認可申請書の変更手続きを行うっていうのがあるんですけど、 |
| 2:05:18 | これいつ手続きをするか。 |
| 2:05:20 | 計画はあるんでしょうか。 |
| 2:05:27 | 東北電力、吉川でございます |
| 2:05:31 | 今回の申請がですね、許可いただくまでにですね、申請の仕方等のご相談に参ってですね、 |
| 2:05:43 | どういった形で申請をするか、磯合田を相談させていただきたいと思っております。 |
| 2:05:51 | すいません今日、廃止措置の方の申請は許可後にさせていただきたいと考えて、 |
| 2:06:07 | 規制庁オオツカでしようしました。 |
| 2:06:10 | ちょっと |
| 2:06:11 | 廃止措置計画認可の先生の件はここにしか記載がないので、 |
| 2:06:15 | あと資料 1 枚、どこかに追加していただいて、 |
| 2:06:19 | 今回の申請、 |
| 2:06:22 | の手続きと廃止措置の、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 2:06:24 | 申請の手続きのスケジュール感がわかる資料を追加していただいてもよろしいでしょうか。 |
| 2:06:31 | はい。東北電力猪股ですスケジュール感をわかるように、アノを追記させて、追加した資料を準備したいと思います。 |
| 2:06:40 | 規制庁大塚です。ちなみになんですけど、 |
| 2:06:43 | 今回、 |
| 2:06:46 | 許可が終わって、設工認の方の |
| 2:06:49 | 先生と審査もあると思うんですけど、それとは別に、この1号の廃止措置、 |
| 2:06:55 | 計画の申請の手続きが終わらないと、工事には着手できないという理解でよろしかったですか。 |
| 2:07:30 | すいませんトクデンサトウです1号の廃止措置計画の変更っていうのは、 |
| 2:07:36 | 1号としての廃止措置対象施設が何かっていうところの記載の中に、 |
| 2:07:43 | 今12号と共用されている。 |
| 2:07:46 | ブラックオカ設備が登録されちゃってるので、それを消し込みにいだけなんです。 |
| 2:07:54 | 1号としての廃止措置対象。 |
| 2:07:57 | 施設を消し込みにいだけなので、工事とのリンクっていうのは得特段なくて、許可が出たら、1号の廃止措置計画は、それは淡々と、 |
| 2:08:09 | 変更をかけに行って、対象施設から外しますと。 |
| 2:08:12 | 工事は工事で、 |
| 2:08:17 | 後任の方の、 |
| 2:08:18 | あの人考えられれば淡々とやっていくっていうことなんで、 |
| 2:08:22 | おそらく、ちゃんと確認はしますけど、 |
| 2:08:25 | 1号の廃止措置計画の届け出と、 |
| 2:08:28 | 工事の計画の方との手続きの、 |
| 2:08:34 | 何ていうか前後関係っていうのは、直接的なリンクはないっていうふうにとちょっと、現状、私、そういう認識なんですけど、そこはしっかり確認して、 |
| 2:08:44 | 今ほどいただいたまとめ資料にその手続きを整理しますので、そこでちょっと確認結果を踏まえて明確に説明するようにします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:08:55 | 規制庁大塚です承知しました。そこを改めて確認をして、 |
| 2:09:00 | 追加する資料に、 |
| 2:09:03 | スケジュール感を記載して、再提出してください。 |
| 2:09:08 | 私からは以上ですが、 |
| 2:09:14 | はい原子炉規制庁の美馬です 25 ページ行ってください。これちょっとよくわかんないのは、何で閉止線なんですか、これは。 |
| 2:09:21 | 今回は、 |
| 2:09:23 | これは、 |
| 2:09:25 | 廃止をするんですか。 |
| 2:09:27 | 停止をするんですか、求償するんですか。何、何なんですかってことなんですけど。 |
| 2:09:38 | 東北電力の吉川です |
| 2:09:40 | 今回はですね |
| 2:09:42 | 25 ページ目のブルーの枠にも書いてございますが閉止版等により隔離をするという意味合いでございます。 |
| 2:09:53 | どう、 |
| 2:09:55 | それを私は理解していて、基準の適合上どう扱うんですか。 |
| 2:10:00 | 要は廃止するなら配管を全部撤去するんじゃないですか。 |
| 2:10:05 | 今後、これ。 |
| 2:10:09 | 閉止栓だけでしょうとしてる意図がちょっとよくわかんないんだけど、今回、共用をやめるんだったら共用配管全部撤去して、要は何もないようにするっていうのが、多分本来の姿かもしれないんだけど、 |
| 2:10:22 | 事業者として今、先ほどちょっと説明で、いや、途中にバルブをつけますとかちょっとよくわかんないこと言われたんだけど、 |
| 2:10:29 | それは結局今後工認とか行った場合、それは、 |
| 2:10:33 | 処理設備としての配管なんですか。 |
| 2:10:36 | 所蔵施設としての配管の取り扱いになるんですかそれともすべてから外れて、それはどういう、名札をつけた配管なり平成にして整理しようとされてるんですか。 |
| 2:10:47 | それは何なんですかね。 |
| 2:10:57 | サイトウ 9 電力のシミズですけども、 |
| 2:10:59 | ここにつきましては今アイフィスジャパン等々は記載しておるんですけども、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 2:11:04 | 詳細設計の中でこれも、どのようにしていくかっていうのは、先ほど話した通りなんですけど、 |
| 2:11:10 | 今受けたコメントいただきましてその扱いについてはちょっと検討させていただければと。 |
| 2:11:15 | 規制庁ミヤザキそこが重要で、そこを整理しておかないと、この |
| 2:11:22 | そこのね、30、 |
| 2:11:24 | 何ページだ、34 ページ以降の、 |
| 2:11:28 | 基準の適合上の整理がもうさらによくわからなくなってるんですよ。 |
| 2:11:34 | 要は、 |
| 2:11:35 | 何で供用取り止めのやつに四条の適合性の説明されてるの。 |
| 2:11:41 | この設備って一体何なんですか。 |
| 2:11:43 | この②とか③とか、 |
| 2:11:57 | サイトウオク電力シミズですけども、はい。 |
| 2:11:59 | そうですね。 |
| 2:12:00 | 今共用取り止めとあと申告人ソウノ達削除ということで |
| 2:12:05 | プロセスの隔離を、 |
| 2:12:08 | 主眼にありましたけどその位置付け、条文適合性のところの、 |
| 2:12:13 | 解釈を含めた配管の位置付け等については整理して参ります。 |
| 2:12:17 | 設置許可変更許可のときに、1号のSCSKだったかなんか忘れたんですけど撤去の話があったと思うんですよ。 |
| 2:12:25 | そうすると、休止にしまえば九州ならまだ設備として残るかもしれないんですけど、 |
| 2:12:30 | 要は、 |
| 2:12:32 | 結局、よくわからない配管が残るみたいなことは、 |
| 2:12:35 | 例えば施設施設管理からも外れるだろうし設備管理がもう外れますよと。 |
| 2:12:41 | 当然、これ工認許可等たら工認の時にこれ工認の |
| 2:12:46 | 系統名何なのとかっていうのは、 |
| 2:12:49 | 全く整理出されないまま、ただ平静をつけますっていう話になったら、それは、 |
| 2:12:56 | 結局、よくわからない正体不明な配管が現場に残りますよっていう対応になってて、 |
| 2:13:05 | 何らかの影響で例えば処理、処理系統から配管が残っている以上は、水が来ますよと。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 2:13:12 | そうした時に閉止栓だけの問題ではなくて、しっかり管理できてるんですかってなったときに、多分これは管理でされない典型的な配管になってしまうと。 |
| 2:13:24 | これ多分局多分そのその時そんな議論したと思うんで、 |
| 2:13:29 | その辺をもう少しちゃんと確認してください。 |
| 2:13:33 | ただ、だからただ単に平時線だけ打てばいいっていう重要度も何も関係ない設備であれば、事業者の自主的な判断でそれでもいけると思うんですけど、 |
| 2:13:43 | 今の現状これ設置許可に変更許可をかけた時点でここはしっかりここ確認した上で、 |
| 2:13:50 | 整理していただかないと 34 ページ以降の②③が意味のないものになっている。 |
| 2:13:58 | 設備なんですかこれ。 |
| 2:14:01 | 中重要重要分離時用はその設計基準対処設備なんですけど、この閉止栓は、 |
| 2:14:09 | そういう設備そういう、 |
| 2:14:11 | よくわからない資料になるって、そういう理解でいいですか、そういうのでちょっとよく確認くださいいいですか。 |
| 2:14:18 | オク電力シミズ、了解いたします。 |
| 2:14:33 | はい。1号のSPTの撤去のときの議論なので、同じだと思いますどこまで残すのかとか残した場合は景況どうなんだとかあの時しっかり議論したので、 |
| 2:14:47 | すみません、しっかり確認して整理し直します。 |
| 2:14:50 | はい。なので、結局、 |
| 2:14:54 | 先ほど言って言いましたけど 25 ページの図が非常にだからわからない図になってるってことですよ。 |
| 2:15:04 | これは一体何を示してるのか平成の図しかなくて、 |
| 2:15:08 | 例えば、処理、処理、 |
| 2:15:10 | 処理ラインから城工場かけ分離槽がはっきり話せるのであれば、この配管全部まるっきりなくなってるのかなと思ったら平成に繋がったままっていうね。 |
| 2:15:22 | 共用とかもそうですよね。繋がったままで、これ休日でまだ何かあればもう 1 回復活させるつもりでいるんだったらこれ休止になっちゃうし。 |
| 2:15:33 | しっかりその辺はよく確認してくださいですかね。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 2:15:37 | はい。あとですね。 |
| 2:15:39 | ちょっと私の目が悪いかわかんない 28 ページに行ったときに、 |
| 2:15:44 | ②と④の色の違いがよくわからないんだけど、 |
| 2:15:52 | まずランドリードレンの1 これ記載の適正化で多分なってる1号2号共用って書いてあるんだけど、これは今1号機にあるセメント固化設備を行っているとそういうことですよ。 |
| 2:16:12 | 宇野吉川です今、変更前ですね 123456 行目の、 |
| 2:16:18 | ブルーで書いてある1号炉及び2 おるけよってということですよ。 |
| 2:16:22 | これは。はい。おっしゃる通りです。 |
| 2:16:26 | 1号機に設置してあるセメント固化装置のこと。 |
| 2:16:30 | そうですね。そうです。すいません。プラスチック固化装置ですから、すいません。失礼しました。 |
| 2:16:37 | 肥田。今野。 |
| 2:16:39 | と、1事務局共用というのはこれ、 |
| 2:16:42 | 2号に設置してあるP L U Gのことです。 |
| 2:16:44 | だから私言ってるのは、①、要は変更後で言うと①セメント固化設備これ新しく設置するやつ。 |
| 2:16:52 | で、④で、括弧1号2号炉共用ってなって、記載の適正化になっているこのセメント固化。 |
| 2:17:00 | 式固化装置、これはランドリードレンのラインなので、これ15基に設置してあるやつだってそういうことでいいですよ。 |
| 2:17:08 | 特定の機関です。おっしゃる通りでございます。 |
| 2:17:12 | はい。だからもともとそう。 |
| 2:17:15 | あそこは紙識別してたわけじゃないんだけどこれは系統図で見てくださってそういうことかな。 |
| 2:17:22 | その通りですねセメント固化装置が二つ出てしまうので、その識別のために、はい。こちらは名称。 |
| 2:17:35 | あとはちょっと、 |
| 2:17:42 | あと33ページでここちょっとよくわかんなかった、意図はわかったんですけど、 |
| 2:17:53 | ここの、 |
| 2:17:56 | 赤い枠に関しては、先ほど言ったように充填効率の差があって、 |
| 2:18:03 | 反省するドラム缶の量が、 |
| 2:18:06 | これは年で計算して、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:18:09 | これ年間、年間でしたっけ。徳安はいこちら年間発生量になります。年間、例えば左で言うと年間 60、約 60 本約 10 本から、 |
| 2:18:20 | 約 23010 本になるという話になってるんだけど、 |
| 2:18:24 | 230 は変わらず 20 は、232 は変わってるんだけど 10 は変わらないってこれどういう意味なんですよ。 |
| 2:18:38 | 特電力の吉川でございますこのアノ。 |
| 2:18:40 | 今おっしゃられてるのは、使用済み樹脂を焼却した。 |
| 2:18:45 | 場合という欄のことかと思えます。 |
| 2:18:49 | これは使用済み樹脂をですね、 |
| 2:18:52 | これ、左の欄は、セメント固化処理をすると 60 本なんですけども、 |
| 2:18:58 | 焼却した場合には、焼却減容にもっと少なくなって 10 本になるというものでございます。ただ、変更後においてもですね、焼却所に、今回セメント固化の仕方を変えるだけですので、 |
| 2:19:10 | 左側の使用済みを紹介した場合の本数は変わらないということでございます。 |
| 2:19:16 | いや私が聞いたかったのは、焼却した場合は 10 ですよっていう先行マエダ。 |
| 2:19:22 | 変更前ね、変更後も 10 になってるんだけどこれ重点効率が、 |
| 2:19:28 | 低いセメント固化でも、 |
| 2:19:30 | 焼却灰の場合は 10 本でなんで、収まるんでしたっけっていう話、それは増えないんですかっていう。 |
| 2:19:39 | これは焼却灰ではなく、ちょ、10 点。 |
| 2:19:45 | 焼却灰にして、10 本ということです。もともと、 |
| 2:19:57 | イデ、 |
| 2:19:58 | 置いとくととということです。それだと、下の場合は、なんで 120 から 600 人増えてんだっけ。 |
| 2:20:07 | これはですね、 |
| 2:20:09 | まずは、 |
| 2:20:14 | 特に力の湯浅です。下の方で増えておりますのは、これちょっと表がちょっと、すいません見づらい表になっているところもあるんですけども、この表のドラム缶というところ、 |
| 2:20:25 | の、右左ってこれ使用済み樹脂を固化した場合と償却した場合なんですね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:20:31 | この青の点線で囲んだところはこちら脳少廃液の話をしておりますので、使用済み樹脂を装着してもう降下しても、するかどうかっていうのは、この濃縮廃棄のところには、 |
| 2:20:44 | 関わってこないですね個別で書いてある、どちらもNorth海域を交換した場合の発生量になっております。 |
| 2:20:51 | はい。 |
| 2:20:53 | これ同じことを書いてると、償却しないからその通りで、ここの対象がですね、使用済み樹脂を焼却した場合、今ご質問されたのは、濃縮廃液の話なので、 |
| 2:21:05 | 必然的にここはシューズ実を紹介してもしなくても変わらんという数字が入ってるというところ。 |
| 2:21:12 | なるほど。 |
| 2:21:14 | あとこれ確認したところ、なんで青枠があるんですかなんです。 |
| 2:21:18 | 共用取り止めるのに何かこれ影響あるんですけどこの青四角っていうのは、 |
| 2:21:26 | 特に力のイワサです。こちらはですね、まず右側の変更前につきましては、すぐ廃液の欄のうち下の方のランドリードレーン処理系の蒸発濃縮装置ですね。 |
| 2:21:37 | こちらはプラスチック硬化するか、瀬野2号でプラスチック硬化するか、1号でセメント固化するかによって充填効率が違うので、ドラム缶にした時の本数が変わってくるんですね。 |
| 2:21:50 | ですのでここそれをこの括弧の外と内側で分けて書いております。 |
| 2:21:56 | 今回の共用を取り止めたことによって、このアノに係数効果できたものが、1ケースだけになりますので、 |
| 2:22:03 | はい。そこをちょっと反映して、わかりますよね。 |
| 2:22:07 | そういうことね。いやだからこれは青枠になってるのは、タテで見なきゃいけないってことね。 |
| 2:22:14 | 麻生。はい。その通り。 |
| 2:22:18 | これでは多分ね、しっかり説明しとかないとこれ非常に見方が、 |
| 2:22:23 | わかりませんということだったんで、 |
| 2:22:25 | 要は、今言われたのは約120棟約220ってところが、1号でした場合と2号でした場合で縦に二つ並んでただけど共用取り止めてから600の一つになりましたってことなんだけどこれは、 |
| 2:22:38 | 説明が書いてないとさっぱりわかりませんね僕は |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:22:44 | ですね。はい。ちょっと説明不足であります。これすいませんまとめ資料に解説入れます。すいません。 |
| 2:22:52 | はい。お願いします。はい。 |
| 2:22:55 | あとは、 |
| 2:23:00 | ちょっと全体的な、全体で根本的なところで、 |
| 2:23:05 | まず、 |
| 2:23:09 | ちょっと適合情報って、細かいところでいいんですけど、 |
| 2:23:18 | まず、27条と28条があって、 |
| 2:23:23 | 今回固化設備が上がるので27条が茂呂に当たりますよと。 |
| 2:23:28 | です。セメント固化に関しては27条のみなのか。 |
| 2:23:33 | セメント固化今回一連の処理、処理を変えるときに、 |
| 2:23:38 | 28条も入っているのか、どっちなんでしたっけ。 |
| 2:23:44 | 東北電力の湯浅です。こちら顧客変更に関しましても28条、影響しているということで、営業とか営業じゃなくて、入って入っている。 |
| 2:23:54 | それをどこで見るんですしたっけ。 |
| 2:23:57 | はい。徳永さんですかそれ39ページ目になりますけれども、こちら28条で①の固化材変更というところで、こちらの整理しておりますけれども、 |
| 2:24:10 | 今回セメント国家にしたことでドラム缶の発生量変わりますけれどもその |
| 2:24:15 | 強化、 |
| 2:24:17 | そちらの影響評価が必要になりますので、 |
| 2:24:20 | 増えたドラム缶を、固体廃棄物早々に問題なく貯蔵保管できるという、そういった |
| 2:24:26 | 経営方針をお示しする必要がありますのでこちらも適用条文ということで整理しております。ちょっと私伝播時とか本部、 |
| 2:24:34 | ほんとに |
| 2:24:35 | ここは言っと工場等につき、 |
| 2:24:39 | 施設を設けなければならないと。 |
| 2:24:42 | ということなんで、今はすでにもう家設けてますよねと。 |
| 2:24:46 | だからそこに伝えての変更はまずありませんよね。 |
| 2:24:49 | ただし、重畳する容量の総数がテンパチが中に書いてあるのかちょっとわかんないんだけど、そこに書いてある文の変更が生じるので、数なので、対象条文としてるというそういう理解ですか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 2:25:03 | 変更という、まずここ仮想①の固化装置自体は、27条の処理設備でありまして、今回、 |
| 2:25:14 | 浦コガから攻め固化に変更することによって、ドラム缶の発生本数が増加します。 |
| 2:25:22 | 増加することによって、いわゆる28条の貯蔵施設への貯蔵容量が増えますので、 |
| 2:25:30 | 28条ってというのは、十分な貯蔵能力を持つことが要求されてますんでそこに影響するので、 |
| 2:25:39 | 28条の第1項にもですね、影響するということで整理して、十分貯蔵能力がありますということで確認してございます。ちゅ |
| 2:25:49 | 貯蔵能力があることを確認することで、28条への適合影響があるというふうに、 |
| 2:25:55 | 整理してございます。 |
| 2:25:57 | はい、わかりました。で、もう1個で、もう一つは、城筑農人工ぶり増。 |
| 2:26:05 | の変更に関しては38ページと39ページにあるように本文にも書いてあったんだけど、もともと処理、処理過程の一部にしていたものを、 |
| 2:26:17 | その部分を撤去して、28条のみにすると。 |
| 2:26:24 | なので、28条に関しては変更はないんじゃないかなと思うんだけど、 |
| 2:26:31 | ここはですね、 |
| 2:26:34 | 今まで |
| 2:26:37 | 貯蔵するかまたは、固化処理するという二つの選択肢があったんですけども、 |
| 2:26:43 | 後者の処理するところが処理するってことをとりましたので、 |
| 2:26:49 | 取ったということは、貯蔵能力的に十分それをとるということは、ちゃんと貯蔵できるんだねと。 |
| 2:26:56 | いふことの確認、影響が必要ですので、 |
| 2:27:00 | 28条の、先ほど申しました通り、 |
| 2:27:04 | 十分な貯蔵能力を確保する必要があるという観点から、28条の適合は必要だというふうに、 |
| 2:27:11 | 考えてございます。以上でございます。 |
| 2:27:24 | 28ページに言うと、 |
| 2:27:27 | ちょっと今の話がどうかというんだけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:27:30 | 貯蔵保管するか。 |
| 2:27:35 | おかしいちょうど放管すると。 |
| 2:27:37 | なので、もともとどちらでもよくなっていて、だから片方がやらなくても、片方で十分できるっていう前提で、基準適合を受けていたなら、片方がなくなったとしても、別に影響ないのは当たり前なんだけど、 |
| 2:27:51 | それを説明してるってそういうことですか。 |
| 2:27:55 | はい。その通りです。 |
| 2:27:58 | はい。 |
| 2:27:59 | で、私これ、何で言ってるかっていうと、 |
| 2:28:02 | 変更条文って何なんですかっていうところを事業者が認識がしっかりしてるかなんですよ。 |
| 2:28:08 | 要は今言ってるのは、変更点というのは、 |
| 2:28:12 | 何なのかっていうところ、セメントコガ計画変更しているので、それは明確なんだけど、 |
| 2:28:19 | さっき言ったように1号2号共用だったのを1号止めますこれも当然変更です。 |
| 2:28:24 | 処理するか貯蔵するかっていうところに変更してたんだけど、処理をやめるので貯蔵だけに残します。 |
| 2:28:32 | ちょっと私の認識だと、だから、処理だけが変更かなと思ってはいるんだけど、事業者として貯蔵も変更だって言われているのかなという気もしたので、 |
| 2:28:41 | そこは最終的にまた調整しながら確認しようかなと思いますけど。はい。すみませんサトウですけど、今の貯蔵するか、または交換するっていうところですけどさっき |
| 2:28:53 | 上下振興分離槽の |
| 2:28:57 | 出口側ですね、エコカーに繋がる部分は閉止版を打ったような図、不ちょっと適切ではなかったですけど、つけてますんで、 |
| 2:29:07 | アレ、結局、今回ですね、その固化プロセスを取るっていうことは、そこ系統切り離しますよっていうことなので貯蔵施設としての、 |
| 2:29:17 | 構造が少し変わりますねっていうところがあってさっき宮本さんからご指摘。 |
| 2:29:24 | あった撤去するのか、閉止版打って、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 2:29:28 | 分離だけして終わるのか、どうなんだっていうところと、これちょっと関係性があるなっていうふうに、ちょっと私今思ってます。なので、 |
| 2:29:37 | 先ほどの撤去、給油、アノ閉止。 |
| 2:29:42 | どういうふうに、今回その処置をするのかと。 |
| 2:29:47 | 実際現場どうするんだっていうところと |
| 2:29:50 | そこの関係もあると思うので、すいませんさっきのコメントとあわせて、この辺の説明はちょっともう少しわかりように、しっかり整理し直しますんで。 |
| 2:30:04 | はい、よろしくお願いします。はい私から以上です。 |
| 2:30:12 | はい、ほかに確認事項等ありますでしょうか。 |
| 2:30:24 | 規制庁の天田です。ちょっと私から何、何点かちょっと順番に確認したいんですけど。 |
| 2:30:31 | 戸松はパワーポの、 |
| 2:30:35 | さっきあった27ページですかね、20、 |
| 2:30:41 | 2728で、判例のその①から④の色分けで、 |
| 2:30:47 | 変更理由がちょっと区別されてるんですけど、 |
| 2:30:51 | ちょっと |
| 2:30:53 | あれですか④の、 |
| 2:30:56 | 記載の適正化は、 |
| 2:30:59 | そうかそうか |
| 2:31:02 | あれですね、ここの、 |
| 2:31:05 | 28ページの、 |
| 2:31:07 | に仮称って、 |
| 2:31:09 | 2ヶ所じゃない、3、 |
| 2:31:11 | 褐色。 |
| 2:31:13 | 2ヶ所。 |
| 2:31:14 | 衛藤。 |
| 2:31:16 | 変更前の、 |
| 2:31:19 | ヒーロー8行目と、 |
| 2:31:24 | 変更後の、 |
| 2:31:26 | ランドリードレン系の2行目と、その下のろ過脱塩装置から発生するのを、2行目、 |
| 2:31:33 | の3ヶ所に見えるんですけど、 |
| 2:31:36 | あってその3ヶ所になります。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 2:31:40 | わかりました。 |
| 2:31:43 | これはあれですかパワーポだけじゃなくて |
| 2:31:46 | 別途4-3の資料も含めて3ヶ所、今回の本部変更は、この3ヶ所ということでもよろしかったですか。 |
| 2:31:57 | 徳安です。はい。その通りです。4-3につきましても規制適正化に関する変更箇所はこの |
| 2:32:05 | わかりました。ちょっと凡例がちょっと、②と④が色で区別しにくいので、 |
| 2:32:12 | ちょっと工夫していただければと思います。 |
| 2:32:16 | あれですか。そうすると、 |
| 2:32:20 | ちょっと非常に紛らわしいんですけど、1個目の変更前の8行目は、すでに、 |
| 2:32:27 | なんていうんですか。 |
| 2:32:28 | すでにイトウ。 |
| 2:32:31 | 季節になっているものの適正化なんでまさに記載の適正化。 |
| 2:32:36 | だけなんなのかなと思いますけど。 |
| 2:32:38 | 多分この変更後のランドリーの連携のっていうところの2行目は、 |
| 2:32:44 | これもともと1パラ目2、 |
| 2:32:47 | 括弧書きで、1号炉のアノカセセメント固化装置については、括弧で1号及び2号炉共用ってなっているんだけど、このこのパラグラフのところは、 |
| 2:32:59 | 括弧がついてなかったと、プラ国家の方をセメント固化にしたことで、 |
| 2:33:04 | 1号炉及び2号炉共用とつけた方がわかりやすいんで記載の適正化として整理したってということかなと思いますけれども。 |
| 2:33:13 | ちょっと |
| 2:33:15 | そもそも今日括弧共用で002としているものとの、 |
| 2:33:22 | ちょっと類似のような変更なんで非常にちょっとわかりづらいんですけど、そういうことでよろしいですか。 |
| 2:33:30 | トーク電力の湯浅です。おっしゃる通り、 |
| 2:33:34 | わかりました。で、最後3点目の、 |
| 2:33:38 | 貯蔵保管するか貯蔵するかは、 |
| 2:33:41 | これは何か記載の適正化というよりもさっきの話だとあれですよ ね |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:33:46 | 浄化系、金庫分離層の、 |
| 2:33:50 | 要は選択肢を、 |
| 2:33:53 | 2 ケースから 1 ケースにしたことで、 |
| 2:33:57 | 変更する。 |
| 2:33:59 | つまり③に関連する変更にちょっと思えるんですけど、 |
| 2:34:04 | これは何で記載の適正化、独立なんでしょう。 |
| 2:34:11 | 東北電力の湯浅です。はい。こちらに関しましては、この浄化系人口分これももとの変更前で、貯蔵保管、 |
| 2:34:21 | になっていたところが、ちょっとある意味ちょっとあまり正しくない表現だったというところがございます。変更前の変更後も、この増加県沈降分離槽ってのは最終保管形態ではなくて、 |
| 2:34:34 | その後、後に変更前であればコガという、変更後であれば今後スリープなくて、 |
| 2:34:39 | した後の処理するという位置付けになりますので、こちらちょっと変更前の間でもちょっと適正ではなかった記載を直したというものに、 |
| 2:34:48 | はい規制庁の丸諏訪わかりました先ほど説明された何ていうか用語の |
| 2:34:54 | 区別をすると、すでに変更前であってもちょっと表現が不適切だったんで今回合わせて直しますということですねわかりました。 |
| 2:35:05 | で、 |
| 2:35:07 | ちょっと変更後の第 1 パラグラフの本文記載で |
| 2:35:14 | 5 行目からですかねセメント小。 |
| 2:35:17 | セメント固化式固化装置括弧 1 号及び 2 号炉共用、 |
| 2:35:23 | これは、すなわち 1 号炉のものだと思うんですけど、ポツで、 |
| 2:35:28 | そのあと、①で赤字で変更されてますけど、変更前がプラ固化、 |
| 2:35:34 | 1 号炉 2 号炉急だったのを、 |
| 2:35:37 | セメント固化式固化装置ということにして、 |
| 2:35:41 | つまり国家方式の変更ですね、にした上で、 |
| 2:35:45 | 2 号炉専用にすることで括弧 1 号及び 2 号炉、 |
| 2:35:48 | 共用の格好をとると。 |
| 2:35:50 | いう変更だと思うんですけど、 |
| 2:35:53 | 単にプラ固化をセメント固化にしたことによって、 |
| 2:35:58 | その前の、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 2:36:00 | セメント固化式固化装置と用語が、同じになってしまってますね、ちょっとく区別が、 |
| 2:36:08 | ついてないと。 |
| 2:36:11 | いうことになってるんですけども、 |
| 2:36:14 | このあたりのその本文の、 |
| 2:36:18 | 変更の仕方が、 |
| 2:36:21 | これちょっと別の資料を見ていただいた方がいいと思うんですけど、資料4-3。 |
| 2:36:27 | 本文比較表の |
| 2:36:31 | 6ページですかね。 |
| 2:36:50 | 資料4-3-6ページで、 |
| 2:36:58 | よろしいですか。 |
| 2:37:02 | ちょっと先行との対比表なんて非常にわかりにくいんですけど、今回、既許可からの変更っていう意味では、この |
| 2:37:12 | 凡例でいくと、灰色括弧グレーハッチング。 |
| 2:37:16 | ということところだと思うんですね。その変更内容と、 |
| 2:37:20 | そのせえ差異理由っていうか、変更理由はちょっと、ちゃんと確認できなきゃいけないのかなと思ってまして。 |
| 2:37:28 | で、これを見ると、 |
| 2:37:31 | この真ん中の、既許可の、 |
| 2:37:35 | プラスチックっていうのをセメントっていうふうに変えただけで、ちょっとここだけに着目して変えてるんで、改めて変えた全体を見た上での用語の、 |
| 2:37:46 | 適正化というか区別がちゃんとされていないようなちょっと印象もあるんですけども。 |
| 2:37:53 | この用語はテンパチとかいろんなところにですね、基準適合とかに出てくるので、 |
| 2:38:00 | 多分まとめ資料上はですね、1括弧以下、1号炉。 |
| 2:38:06 | セメント固化装置とかっていうふうにちゃんと区別してわかるようになってるんですけども、 |
| 2:38:12 | この辺りってちょっと申請書の、 |
| 2:38:15 | 何ていうか、お作法的にちゃんと書き分けて、 |
| 2:38:19 | できてるのかっていう感じがするんですけど、このあたりいかがでしょうか。 |
| 2:38:36 | 東北電力の湯浅です。はい。こちらですけども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:38:41 | やはりちょっとこのセメント固化装置というのが2個できてしまうということで、今回その書き分けということで網号炉に設置するセメント固化装置ボールのコガ装置につきましては、セメント固化好きコガ装置、 |
| 2:38:53 | 1号炉側のセメント固化装置につきましては括弧をつけて、1号炉及び2号共用ということで、区別すアノすることとしております。 |
| 2:39:03 | 以降のマッピング。 |
| 2:39:08 | この後にもですね、このコガ装置が出てくる場所があるんですけども、そこはこの二つの活動についてその括弧があるかないかというところでちょっと区別して記載するように、今回修正をして、 |
| 2:39:21 | すいませんサトウです。今湯浅言ったように括弧がついている共用とついているものは1号にあるランドリーを処理するためのコガ装置だということ、 |
| 2:39:32 | 識別はしておりますけれども、申請書全体をですね1回チェックをして、しっかり識別が崩れてないのかっていうことを今一度確認をして参ります。 |
| 2:39:46 | はい。規制庁の天田です。そうですね1度、ちょっと全体見ていただいた後 |
| 2:39:53 | 許可の手続きガイドにちょっとそこまで細かいこと書いてあったか。いずれにしてもパッと見て、これ、かなり前提として、 |
| 2:40:03 | 多分パワポのですね、 |
| 2:40:05 | パワポの40ページで今回整理していただいた実態の運用なり系統なりを頭に入れた上で、 |
| 2:40:13 | 読んでいかないと、もう何か相当頭が混乱するってということだと思います。4-3の例えば、 |
| 2:40:23 | 7ページですか、7ページの |
| 2:40:27 | 真ん中ですね差異理由のちょうどグレーハッチングになってるところもう、 |
| 2:40:33 | 豚に2号炉設置の固化装置とかですね、1号炉設置の固化装置ってこう、裸で使ってて、何を示してるのかってというのが、 |
| 2:40:43 | ちょっとわかりにくいんですねだからちゃんと用語を定義した上で、説明上も、補足説明資料とかこういう説明資料上もちゃんと区別しないと。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 2:40:53 | ちょっと別のものを解釈して、ちょっと基準適合の判断を、 |
| 2:40:57 | ちょっとしてしまいかねないような状況なので、ちょっと衛藤。 |
| 2:41:02 | 再確認。 |
| 2:41:05 | ヤマシタの再確認もそうですし設備名称ですね、これはしっかり識別ができるような形で、 |
| 2:41:14 | 見直しを資料かけます。はい。すいません。 |
| 2:41:19 | はい。規制庁の大村ですよろしく申し上げます。 |
| 2:41:23 | と、 |
| 2:41:25 | パワポの2に戻っていただいて39ページのさっきあった |
| 2:41:31 | ③の浄化系分離人工分離ソウノ03-2、28条。 |
| 2:41:37 | 関連で、 |
| 2:41:39 | ここで10年以上貯蔵できるということで、参考5に飛んでるんですけど、 |
| 2:41:48 | 向後だから4、44ページですかね。 |
| 2:41:51 | ここはあれですか確かに |
| 2:41:55 | 2ケースを1ケースにしたんで、貯蔵、 |
| 2:41:59 | 容量上問題があるかっていう。 |
| 2:42:03 | ことなんですけど、44ページ見ると、 |
| 2:42:07 | 二つ目の矢羽根の2行目に、当面の間ってあるんです。 |
| 2:42:11 | ちょっとこの所、条文適合として説、今後、整理していただいた上で説明するかどうか。 |
| 2:42:19 | なんですけど、もし説明対象ということであればこの当面の間が、 |
| 2:42:25 | いつまで示せばいいのかっていうあたりは、ちょっと関連する、同じような |
| 2:42:31 | 貯蔵可能の期間がどれぐらい、これまでの審査で示されているのかをちょっと、 |
| 2:42:39 | 確認していただいた上でその説明として十分かというのは、ちょっと確認をいただければと思いますがよろしいでしょうか。 |
| 2:42:52 | はい。東北電力湯浅です。はい。再確認させていただきます。 |
| 2:42:57 | はい。よろしく申し上げます。規制庁の天田です。あとは、 |
| 2:43:02 | 41ページの、 |
| 2:43:05 | これもあれですかね関連条文で、 |
| 2:43:11 | これはあれですかね日数、1日当たりの処理本数なりがあって、 |
| 2:43:19 | これはあれですか被ばく評価に、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| 2:43:24 | 関連。 |
| 2:43:26 | 影響しないのかというのをちょっと確認したくて一応被ばく評価については、 |
| 2:43:32 | これはまとめ資料の、 |
| 2:43:36 | 4-2の資料の19ページですか。 |
| 2:43:46 | 19ページに、 |
| 2:43:49 | 本変更による放射線業務従事者における、 |
| 2:43:53 | 放射線 |
| 2:43:54 | 放射線量についてということで、 |
| 2:43:58 | 運搬の線量の評価が書いてあるんですけど、 |
| 2:44:03 | 東海大の圧縮減容装置のまとめ資料を参考にされたということなんですけど |
| 2:44:08 | これ、もしその固化材変更による |
| 2:44:14 | 何ですかね、さ、作業員の、 |
| 2:44:19 | 作業時間とかで滞在時間とか、そういうところで影響があるんであればちょっと、 |
| 2:44:26 | まとめ資料、 |
| 2:44:28 | そして、足りてるのかなという。 |
| 2:44:31 | 気がしてまして、あと関連する資料で、 |
| 2:44:36 | 4-2の、 |
| 2:44:37 | 方の、これ、あれですか。 |
| 2:44:40 | 添付の1の中に、 |
| 2:44:42 | ていうところでは、 |
| 2:44:44 | これ、表のタイトルが固化材変更のに関する30条の、 |
| 2:44:50 | 説明ですけど一番右では、遮へいとか滞在、 |
| 2:44:55 | 可能時間とか、 |
| 2:44:57 | あとは遠隔操作とかっていうことで、一応説明がされてるんで、 |
| 2:45:02 | ちょっとこのまとめ資料上、 |
| 2:45:06 | 何ていうか、必要な説明がなされてるのかっていうのは、 |
| 2:45:11 | ちょっと成功しないような、 |
| 2:45:14 | 気がしたんですけどこの辺りいかがでしょう。 |
| 2:45:23 | はい。東北電力の湯浅です。はい。まず資料4-2の19ページです。こちらで整理している内容につきましてですけれども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:45:33 | セメント固化装置につきましては固化処理は自動処理になりますので、基本的に固化処理に関しては作業員の被ばくには影響しないということで、 |
| 2:45:44 | 評価しております。 |
| 2:45:46 | こちらと先ほど添付1-12ということで条文整理表の方で記載した内容なんですけれども、ちょっとこちらの整理が対応しているかといいますか、 |
| 2:45:58 | につきましては、すいません、ちょっと |
| 2:46:00 | あれ、再確認を。 |
| 2:46:02 | ていただいて必要であればちょっと申請、 |
| 2:46:06 | 休みます。 |
| 2:46:07 | 以上です。 |
| 2:46:08 | はい。規制庁の天田です。確認をお願いします。 |
| 2:46:13 | あと最後、 |
| 2:46:17 | あと最後ですね資料、豊4-3の方の、 |
| 2:46:24 | 2ページ |
| 2:46:27 | のう。 |
| 2:46:29 | 真ん中の許可のところの、 |
| 2:46:35 | なお書きですね、これ |
| 2:46:39 | シャープの方でも、 |
| 2:46:44 | 24ページですかね。 |
| 2:46:47 | 江藤。ちょっとこれ、 |
| 2:46:50 | 内部火災の関係でちょっと私あんまり承知してないんで、確認させていただきたいんですけど。 |
| 2:46:57 | パワポの24ページの①の今回変更内容、固化材変更に関連してなお書きで、 |
| 2:47:04 | 本体審査の時には、 |
| 2:47:06 | そのプラスチック固化装置は、 |
| 2:47:09 | 使用しない前提で、火災防護対策の確認を受けているっていうことで、 |
| 2:47:15 | この2ページ、4-3-2ページの |
| 2:47:18 | なお書きが、 |
| 2:47:21 | これ、これが何ていうんすかね。縛りになってるのかなっていうふうになんかちょっと思ったんですけど、これを今回の変更Ma a S本文から削除するっていうことなんですけど。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 2:47:34 | 一方で |
| 2:47:36 | プラ固化をセメント固化にするタイミングっていうのは、割と後になるということだと思っんですけど。 |
| 2:47:45 | そうした時にあれですかね、 |
| 2:47:48 | 装置はあるけど使わないっていうのが、内部火災防護対策の前提になってるのに対して、 |
| 2:47:56 | そこはタイミング的には、 |
| 2:47:59 | 今回の第3電源の |
| 2:48:02 | 変更で削除したことで、何か前提が、 |
| 2:48:06 | ちょっと、 |
| 2:48:07 | 早く、多賀が外れないのかっていうあたりをちょっと確認したいんですけど手続き的にですね。 |
| 2:48:14 | この辺りどういう整理になってますでしょうか。 |
| 2:48:31 | オク電力の清水ですけども。 |
| 2:48:33 | 今現状プラス2号のプラスチック8装置については休止設備としておりまして、社内的に、ルールを定めて、 |
| 2:48:41 | こちら休止しておりますのでこの場がなくなるんですけども、これによって |
| 2:48:46 | 多分外れるって言ったら変ですけどもプラスチック固化装置が、 |
| 2:48:49 | 変なんですけどまた、 |
| 2:48:52 | 旧じゃなくなるとかそういうことはありませんので社内的にしっかり運用されているといった認識で、 |
| 2:48:58 | ごめんなさい。規制庁の天野です。今のご説明は多分社内的に、ちゃんとルールも決まってるし、休止してますっていうことなんですけど私が聞いているのは設置許可上とか |
| 2:49:13 | 規制手続き上の扱いを聞いていて、 |
| 2:49:17 | アノよ。要するにこの真ん中の記載っていうのは本体施設の8条の適合の、 |
| 2:49:24 | ちょっと経緯、承知してないんですけど前提として書いてあるように、ちょっと見えますということで、 |
| 2:49:31 | それを今回の申請の処分がされたときに、 |
| 2:49:36 | 削った時に8条の前提っていうのは、 |
| 2:49:41 | どういう位置付けになるんですかっていうのをちょっと確認したかったっていうことなんですけれども。 |
| 2:49:54 | すいません天田さんがおっしゃってることに、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:49:59 | ちゃんと見通してるかあれなんですけど、その8条火災の対応としては、これスチレンが扱われるので、 |
| 2:50:10 | 可燃物ってということで、それがやっぱり一つ問題になったので、 |
| 2:50:15 | そういったものは、固化をしないし、使えませんよってということで、 |
| 2:50:21 | そういうない状態を前提として、 |
| 2:50:25 | そういったものが存在しないので火災は防護としても特に対応が必要ないですよ、ないのですっていう、そういう説明になってました今回、 |
| 2:50:35 | それをセメントに変えにいくだけです、何か新たな可燃物がとかそういう話はございませんので、 |
| 2:50:43 | 今まで審査で適合性を確認されてきた状態からすれば、 |
| 2:50:49 | 火災防護っていう観点で状態が変わるっていうことはありませんっていうのが、 |
| 2:50:56 | 今のお答えになるのかなと思ったんですけど、すみません。聞いてることと、ちょっと合ってるかどうかを、 |
| 2:51:08 | すみません規制庁の天田ですちょっと私もちょっとあまりちょっと事実確認できてない段階でお聞きしたいんですけどおそらく多分パワポの49ページの |
| 2:51:20 | 工程の話かなと思ってんですけど手続き上は、 |
| 2:51:24 | 今回確かに固化材の変更っていうのはもう一気に、 |
| 2:51:28 | 設置許可上一気にプラ固化をセメント固化にしますと、その段階で当然、設置許可としては、 |
| 2:51:36 | 他国家装置についてはセメント固化装置が入るので、 |
| 2:51:40 | 従って、 |
| 2:51:43 | 許可上プラプラぽかーの装置があれば、それは使わないっていう前提を置いとかなきゃいけないんですけど、それが設置許可上も消されて、PRA個セメント固化に変わるっていうことだから、 |
| 2:51:57 | その段階で当然、八条としては前提がなくなってもいいということかなと思うんですけど一方で、実工程上何、何かあれですよね設置されるのは随分先で、 |
| 2:52:10 | それまでの間はプラ固化物があって、 |
| 2:52:13 | 内部火災の前提になってるっていうこと。 |
| 2:52:17 | なんでちょっとそ、そこは、だから設置許可上この段階で切りかわるんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2:52:24 | 後続規制でちゃんと段階的に切り替わってとかっていうことで、 |
| 2:52:29 | 一応前提がちゃんと縛りがかかった上で適切に切り替わるっていうような、そういう理解をすればいいってことなんですけど、それはその通りだと思います設工認であるとかファン規定にぶら下がるQMS上の文章の中で、そうした状態管理っていうのがしっかり行われるので、 |
| 2:52:48 | 設置許可としてはこの変更の中で、こうしたプラ固化に関する記載が消えたとしても、 |
| 2:52:55 | しっかり後段側で、そこは担保がとれてる。 |
| 2:52:58 | そういう管理がなされているっていう認識であると思います。 |
| 2:53:03 | はい。規制庁の天田ですわかりました。私から以上です。 |
| 2:53:11 | 規制庁宮ですちょっとプラスチックオカのところの今の天田さんの指摘の話で、 |
| 2:53:16 | この部屋っていうのは、基本的に感知器がついてるでしょ。 |
| 2:53:29 | 良いよう言ってるのは、感知器をつけないところがありますよねと。今ちょっと気になったのはそのプラスチック化をしないことによって可燃物がなくて、いろんな条件あって、 |
| 2:53:41 | 菅地域をつけない、除外エリアにしてたり、消火器を使うオカない所外エリアにしているのであれば、 |
| 2:53:49 | 今言ったように前提条件が変わるので、その間は、何らかの担保が必要になるんじゃないかなと思うんだけど、通常の感知消火の対応で、 |
| 2:53:59 | やってるエリアであれば、当然、あまり何も変わらないかなと思うんですけど、特別なエリアになってるんだったらちょっと話は別かなと思うんですけど、そこはどうなってんでしょう。 |
| 2:54:08 | 特電力の清水ですけども、当該エリアにつきましては、 |
| 2:54:12 | 通常の火災感知器とか消火設備がついているエリアとなっております。 |
| 2:54:18 | わかりましただから結局工事期間中であってもその火災対策については変更がない状態で、そのまま要は第3電源の設置まで続いていくってそういうことでいいですかね。 |
| 2:54:30 | 第3電源であったりせめてここへの設置ってこと。 |
| 2:54:33 | いいですかね。はいその通りです。はい。はい。私は以上です。 |
| 2:54:39 | はい。他に確認事項とありますでしょうか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|----------------------------------------------------|
| 2:54:44 | はい。それではこちら側からの確認は以上ですが事業者側から追加の説明確認事項等ありますでしょうか。 |
| 2:54:55 | すいませんサトウです特にございません。 |
| 2:54:58 | はい。規制庁大塚です。それでは本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。